

平成 28 年度国東半島宇佐地域世界農業遺産調査研究事業

伝統的な漁業資源管理方法から考察する  
国東半島宇佐地域世界農業遺産システムにおける  
姫島の役割に関する研究調査

平成 29 年 3 月

東京大学大学院農学生命科学研究科国際水産開発研究室

博士課程 イヴォーン・ユー

准教授 八木信行

## 目次

|     |                         |    |
|-----|-------------------------|----|
| 第一章 | はじめに                    | 2  |
| 第二章 | 姫島の伝統的な漁業資源の管理方法「漁業期節」  | 7  |
| 第三章 | 「漁業期節」からみる姫島と国東半島のつながり  | 30 |
| 第四章 | 世界農業遺産として今後の保全と活用活動への提案 | 39 |
| 第五章 | 結びに                     | 43 |
|     | 謝辞                      | 44 |
|     | 引用・参考文献                 | 45 |
|     | 添付（１、２）                 | 46 |

# 第一章 はじめに

## 1. 調査研究のテーマ

伝統的な漁業資源管理方法から考察する国東半島宇佐地域世界農業遺産システムにおける姫島の役割に関する研究調査

## 2. 研究の概要

本研究では大分県国東半島宇佐地域の世界農業遺産「クヌギ林とため池がつなぐ 国東半島・宇佐の農林水産循環」（以下「大分世界農業遺産」という）の一部となっている姫島村を主な調査対象地とした。瀬戸内海周防灘に位置する姫島村は、国東半島宇佐地域との間に存在する海域において豊富な水産物を水揚げしており、また地理的な近さもあることから、生態的、社会的、経済的にも大分世界農業遺産システムの一部として重要な役割を果たしていると考えられる。ただし、このような姫島村と国東半島のつながりは潜在的なものであり、システムとして対外的にアピールしていくためには、それらを顕在化させた上で、利用・運用を行っていく必要がある。そこで、本研究では姫島村において歴史的に行われてきている漁業資源管理に着目し、手法が書かれた古文書を調べることでその歴史的な経緯を明らかにした上で、姫島及び海域を跨いで隣接する国東半島の連携について実態を示した。以上の結果をもとに、姫島と国東半島宇佐地域の生態的、社会的、経済的なつながりを明らかにし、姫島村が世界農業遺産の保全に貢献できる要素を顕在化させるとともに、姫島村の水産物の付加価値の向上に資する。

## 3. 実施地域、期間

大分県姫島村、国東市国見町。平成 28 年 8 月から平成 29 年 3 月まで調査を実施した。

## 4. 研究者・研究協力者

本調査を担当したのは東京大学大学院農学生命科学研究科博士課程のイヴォーン・ユー、東京大学大学院農学生命科学研究科准教授八木信行。また研究課題の考案に東京大学海洋アライアンス研究員杉野弘明、姫島「漁業期節」の PDF、活字化データの校閲に姫島大帯八幡社 宮司 江原不可止、姫島「漁業期節」の活字化の作業にあたり日本農業史学会会員永田明にご協力、ご支援いただき研究調査を行うことができた。

問合わせ先：

イヴォーン・ユー (evonne\_yiu@yahoo.co.jp)

八木信行 (yagi@fs.a.u-tokyo.ac.jp)

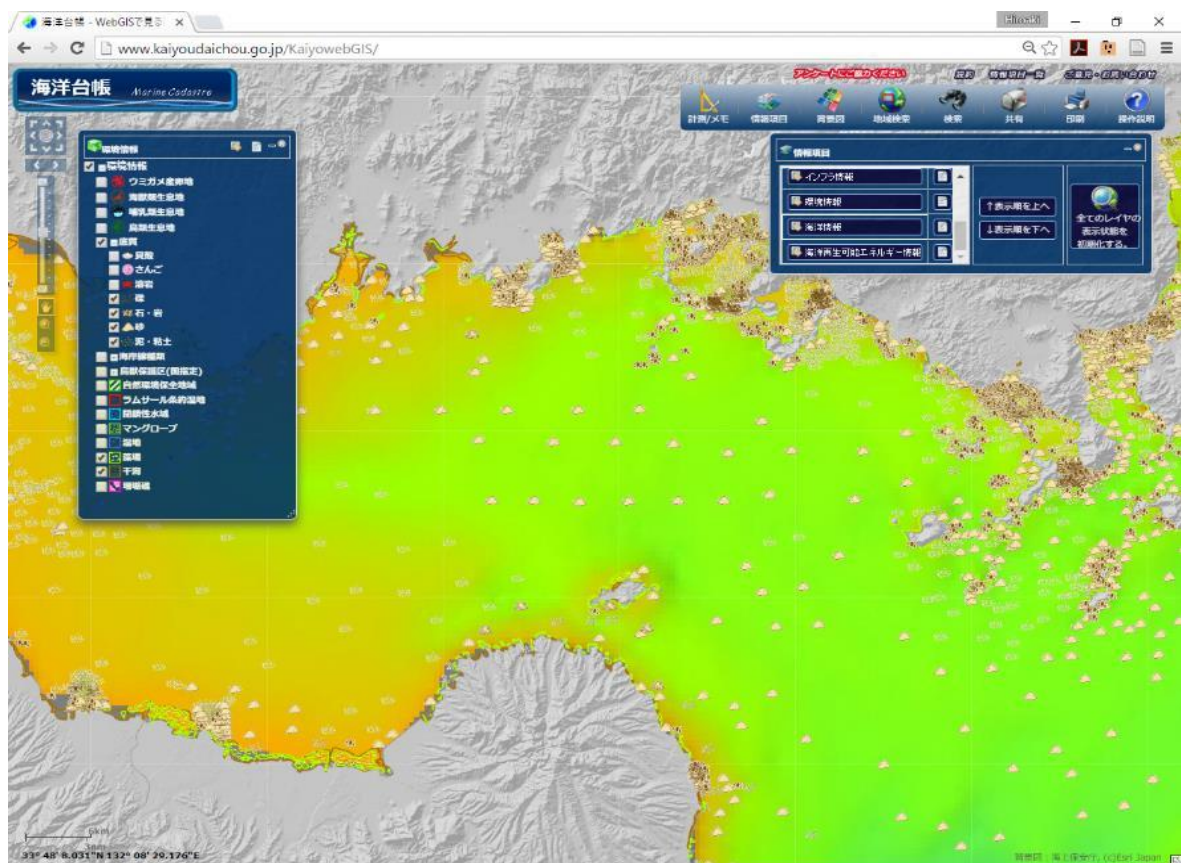
## 5. 目的

本研究は、以下の2つを目的とする。これらはすなわち、①潜在的な姫島村と国東半島宇佐地域とのつながりを、社会的、経済的に明らかにし、姫島村の「大分世界農業遺産」における位置づけを明確にすること、②そのプロセスを通して世界農業遺産として地域の人々の自信と誇りを醸成し、姫島村の水産物の付加価値の向上、そして地域の人々の生活の向上に貢献することである。

「大分世界農業遺産」は、「クヌギ林とため池がつなぐ 国東半島・宇佐の農林水産循環」というコンセプトで、しいたけ栽培のための原木として管理・維持がなされているクヌギ林と複数のため池が連携し、畑や水田栽培のための水源を供給するとともに、広葉樹が広がる山から有機物や栄養素が陸を通して海まで運ばれることによって豊かな海の環境が保たれ、豊富な水産物を育むことにつながる農業システムとして2013年に認定された。認定地域の1つである姫島は、国東半島宇佐地域と陸域では繋がってはいない。しかし、半島の地先に島があるためそれらの間に小さな海峡が存在し、水深や底質（図1）から見ても独特な環境が形成されていると考えられる。実際、国東半島宇佐地域との間を跨いだ海域では「姫島かれい」をはじめ豊富な水産物が水揚げされている。

図 1. 国東半島と姫島の地理的な位置関係

海域のオレンジと緑は海底地形に基づく水深、底質及び藻場と干潟の位置を表示している  
(出典：海上保安庁「海洋台帳」<http://www.kaiyoudaichou.go.jp/KaiyowebGIS/>)

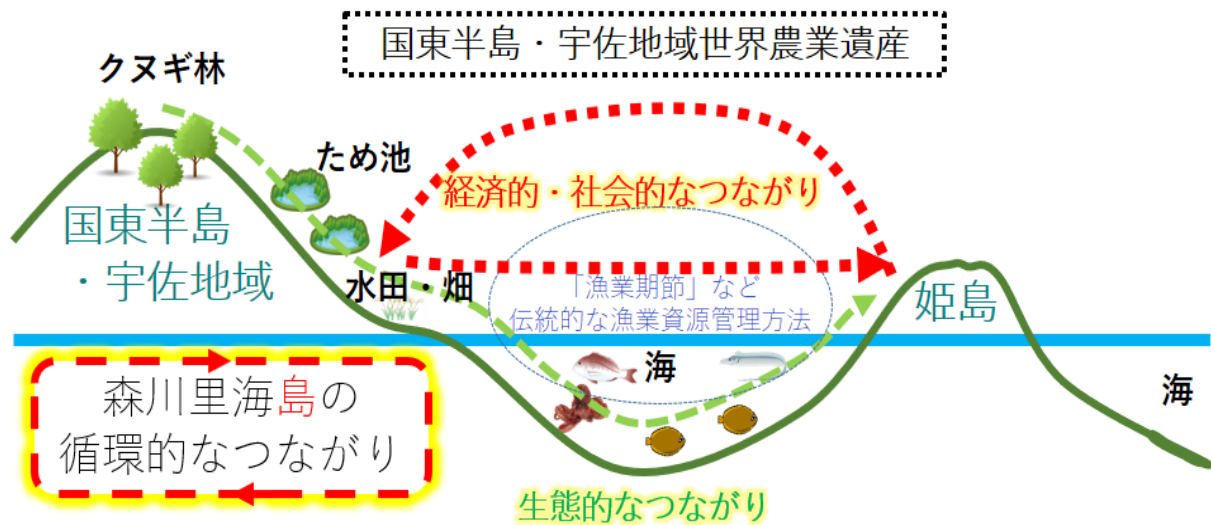


しかし、国東半島宇佐地域と姫島のつながりは、「大分世界農業遺産」の農林水産業システムにおいて、国東半島宇佐地域の陸地から得ることができる豊富な農産物や海に流れ出る栄養などとの記述が存在するものの、姫島がそのシステムにどのように貢献しているのか、また姫島と国東半島宇佐地域との相互作用的つながりが存在しているのかは、「大分世界農業遺産」の申請書に明確には記されていない。一般的に、世界農業遺産を対外的に説明する上では、システムの各構成要素の有機的なつながりについて説明することが重要な課題となっている。「大分世界農業遺産」においても、この姫島と国東半島宇佐地域の間のつながりを明らかにすることができれば、社会的要素を含んだ形で農林水産の循環を示すことにもつながり、姫島の世界農業遺産としての位置づけがより明確化できる。また半島と地先の島における循環的農林水産システムが成立していることを証明することは、将来、日本の他の同様な地理的構成を持つ地域において同様のシステムの役割を議論する際の先駆的な研究にもなる。

国東半島のクヌギ林とため池がつなぐ農林水産システムの営みによって、陸から海の生物がエサとするの栄養素やプランクトンが海まで流れ込んで供給され、豊かな海の環境が維持され、姫島と国東半島との小さな海峡の豊富な水産物が育まれている。そういった関係性は一見、姫島が国東半島から一方的に恩恵を受けているようであるが、必ずしもそうとは限らない。姫島は、周りの海を魚が育ち、棲めるような豊かな環境に維持することによって、半島と姫島を跨ぐ姫島水道の海に生息する生き物を定住させ、水産資源を保つことに貢献している要素もある。さらに、姫島と国東半島宇佐地域とのつながりは、必ずしも生態的なものだけに限られていない。大分県の中でも屈指の漁村である姫島は、古くから行われてきた独自の漁業資源管理方法や漁法など海に関する知恵、慣習などを通じて国東半島地域に持続的な漁業資源管理のあり方を提案してきた。生態的なつながりに加え、姫島と国東半島宇佐地域の間における社会的、経済的なつながりの存在を明らかにすることができれば、包括的な循環システムの成立を打ち出すことができる。

漁業を通して国東半島と姫島の経済的・社会的なつながりが説明できれば、姫島は「大分世界農業遺産」の農林水産業システムにおいて重要な役割を担っていると言えることになる。またこれが可能になれば、従来の「森・川・里・海」の連環学に、「島」の役割を加えて、「森川里海島の循環的つながり」という新しい広域的かつ総括的なとらえ方を提案することもできる。これらに向けて、本研究では国東半島と姫島のつながりを検証する（図2）。

図2. 国東半島宇佐地域と姫島のつながり



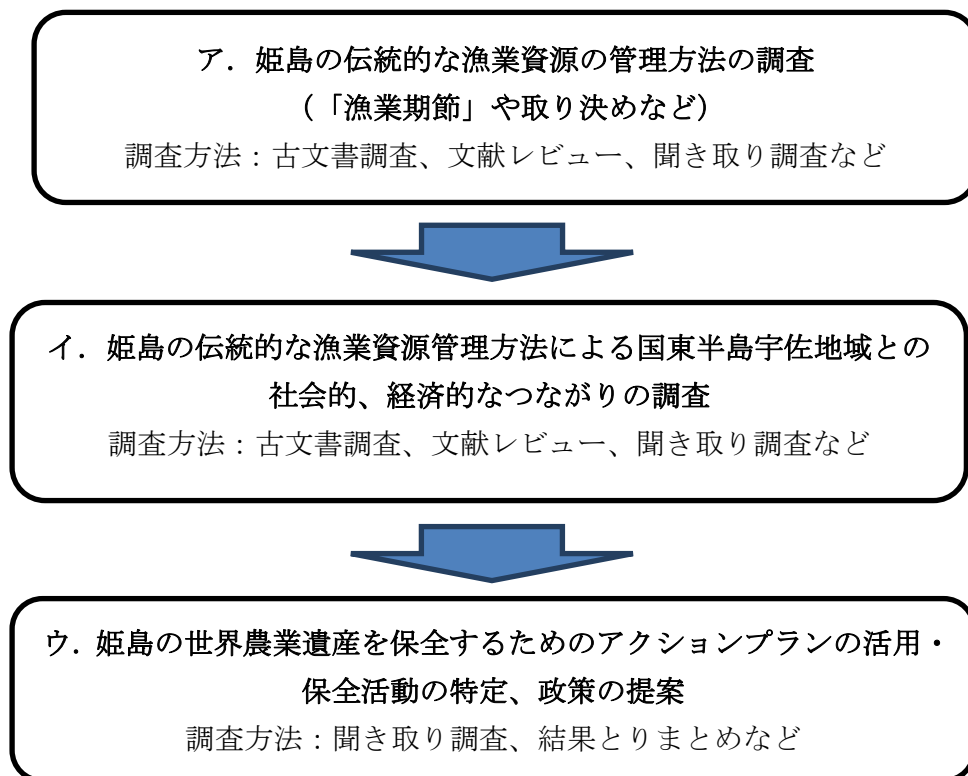
具体的には、水産業が最も盛んな産業である姫島における水産資源の管理手法の歴史などを明らかにし、これが国東半島宇佐地域へもたらす社会的、経済的な影響を把握する。合わせて、国東半島宇佐地域がどのように姫島に社会的、経済的な影響を与えているのかについても把握を行う。これに向けて「漁業期節」（別名「期節定（きせつさだめ）」）など、まず姫島において古くから行われている伝統的な漁業資源の管理手法の歴史的な経緯と実態を明らかにする。また国東半島宇佐地域の調査地域としては、姫島と海域を跨ぐ国見町を中心に調査を行うこととした。

## 6. 内容及び調査方法

本研究は、下記3つの項目について調査を行った（図3）。

- ア. 姫島の伝統的な漁業資源の管理に関する歴史的な経緯から現代に至る実態の全貌を明らかにする文献調査を実施した。特に、古くから継続している水産資源管理に係る地域の取り決めや、明治時代から行われている「漁業期節」による管理手法において、国東半島側との接点や関係性にも着目した。
- イ. また、現在においては「漁業期節」がどのように実施されているか調査し、地域における漁業権や資源管理への反映について分析を行った。この分析では、アの文献調査の結果を基にしながら、「漁業期節」に対して姫島の漁師や住民はどのような意識を有しているのかを明らかにすることを主眼に据えた。
- ウ. 続いて上述のアとイの調査研究の結果を踏まえ、「大分世界農業遺産」の保全のためのアクションプランについて、姫島に関する活用・保全活動とそれに関連する政策を提案するとともに、調査結果を活かした姫島村の水産物の付加価値を向上するためのストーリー作りも試みた。

図 3. 研究内容及び調査方法の流れ





## 第二章 姫島の伝統的な漁業資源の管理方法「漁業期節」

これまで「漁業期節（ぎょぎょうきせつ）」（別名「期節定」）に関する先行研究はいくつか行われてきているが、主に「漁業期節」の歴史的な経緯や内容の説明が中心となっており（岡市友利 2012、宮澤 2005、柳 2004 等）、この取り決めを国東半島とのつながりの中で分析したものは殆ど存在しない。そこで、本研究ではまず、既存文献のレビューと古文書をもとに姫島の「漁業期節」を中心に、国東半島のものも含め、半島と姫島のつながりがどのように取り決めに反映されているのかを調査する。

具体的な調査対象としては、「漁業期節」の禁漁期の設定や伝統的漁法などの管理方法に関し、持続的な漁業を支える技術的な要素や、取り決めや管理方法にまつわる合意形成に関する社会的背景と文化的な要素について調査を行った。このような伝統的な漁業資源管理手法の世界農業遺産システムとの関わりを顕在化させることにより、「大分世界農業遺産」システムの一部を担う姫島村として、保全すべきものが何かを明確化させることとした。

### 1. 姫島の概要

姫島村は、瀬戸内海の西端、大分県国東半島の北端の国東市国見町伊美港から北北東 5 km の周防灘海域に位置している。アクセスが伊美港から姫島港までフェリーで 20 分間しかかからない姫島は、東西 6.6 km、南北 2.6 km、周囲 17 km、総面積 6.98 km<sup>2</sup>、4 つの火山が砂洲によって連結されてできた、一島一村の離島である。中央南端に島最高峰の矢筈岳 (266.6m) がそびえ、西端に達磨山 (105m)、北東に観音崎の半島基部をなす城山 (62m)、東端に灯台のある柱ヶ岳 (45m) があり、これらの連結された山間の平地に集落が形成されている (図 4)。2013 年 5 月に国連食糧農業機関により世界農業遺産、同年 9 月に日本ジオパーク委員会により日本ジオパークネットワークへの加盟に認定されている (写真 1~4)。

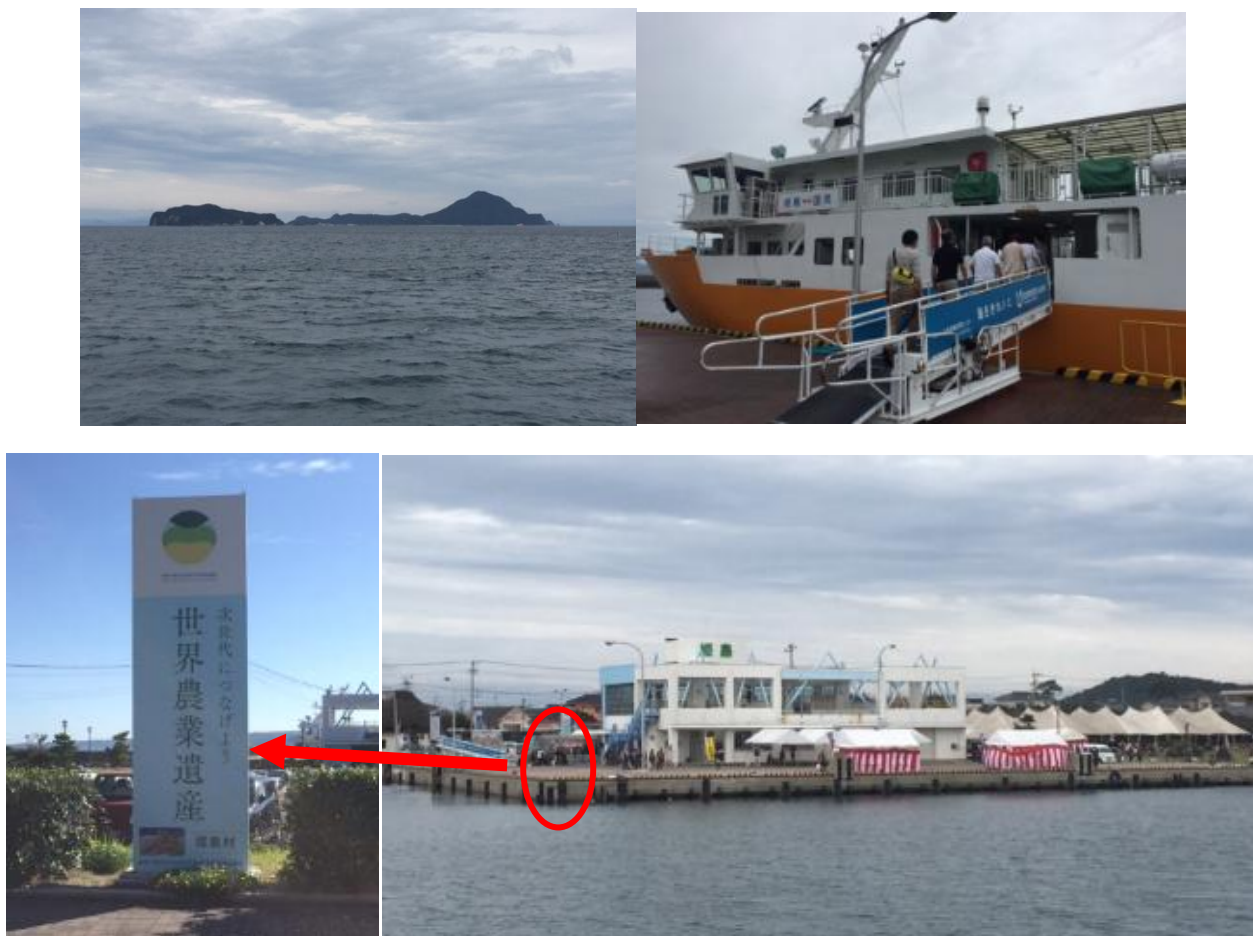
図 4. 姫島村の地図

(出典：国土地理院の電子地図、2017 年 3 月 30 日時点)





写真 1～4. 国見町伊美港から向かう姫島（左上）、伊美港と姫島港を結ぶフェリー（右上）、  
姫島港の前にある姫島「世界農業遺産」認定の PR 看板（左下）、  
姫島港フェリーターミナル（右下）



気候は温暖で年平均気温 17.5℃、降雨量は少なく年平均 1,500 mm 前後で、積雪はほとんどみられない。人口は 1,930 人、世帯数 877 世帯、そのうち男性は 911 人、女性は 1,019 人が住んでおり（平成 29 年 2 月現在）、少子高齢化が進んでいるが、姫島村は「姫島村総合計画」において平成 33 年における人口を平成 22 年水準の 2,180 人の現状維持を目指している。また歴史的に、江戸時代は杵築藩の領下であった姫島は、明治 4 年に杵築県、明治 5 年大分県第 1 大隊区第 1 会所（高田）の管下、翌 6 年第 1 大区 11 小区姫島となって用務所が設置された。それから明治 11 年東国東郡に属し、同 22 年に 6 つの駐在区からなる姫島村として現在に至っている。

主要な産業は水産業で、観光業、農業もある。水産業においては、2002 年 4 月に全国に先駆け大分県内の 27 漁協が合併し、日本一の大型漁業協同組合として大分県漁業協同組合（JF おおいた）が誕生し、姫島は大分県漁業協同組合姫島支店（以下「姫島支店」という）となった。平成 28 年には姫島支店の組合員は 120 人で減少傾向ではあるが、主たる漁業種目は一本釣、建網、流し網、はえなわ、蛸壺、潜水、採介藻となっており、平成 27 年度の水揚げ高は 288,957,000 円にも達しており、古くから大分県内の主力的漁業の島である。西浦、北浦、南浦、松原、大海、金、稻積の 7 つの漁業集落はそれぞれ漁港を持っている。

## 2. 姫島の「漁業期節」の起源と由来

まず、姫島の伝統的な漁業資源の管理に関する歴史的な経緯から現代に至る実態の全貌を明らかにするために、古くから続いている水産資源管理に係る地域の取り決めや明治時代から行われている「漁業期節」といった管理手法について、姫島支店、数名の地元漁師、地元住民に聞き取り調査を行った。

「漁業期節」の起源については明確な記録は残っていないが、存在が公式に認められるのは漁業組合が設立された明治 19 年（1886 年）と言われている（姫島村史 1986）。明治 19 年 5 月 5 日に農商務省令第七号で漁業組合準則が発令され、従来、慣習に基づいて自治的な組織で行われていた各浦浜の協定事項は下記のように統一規律となった：

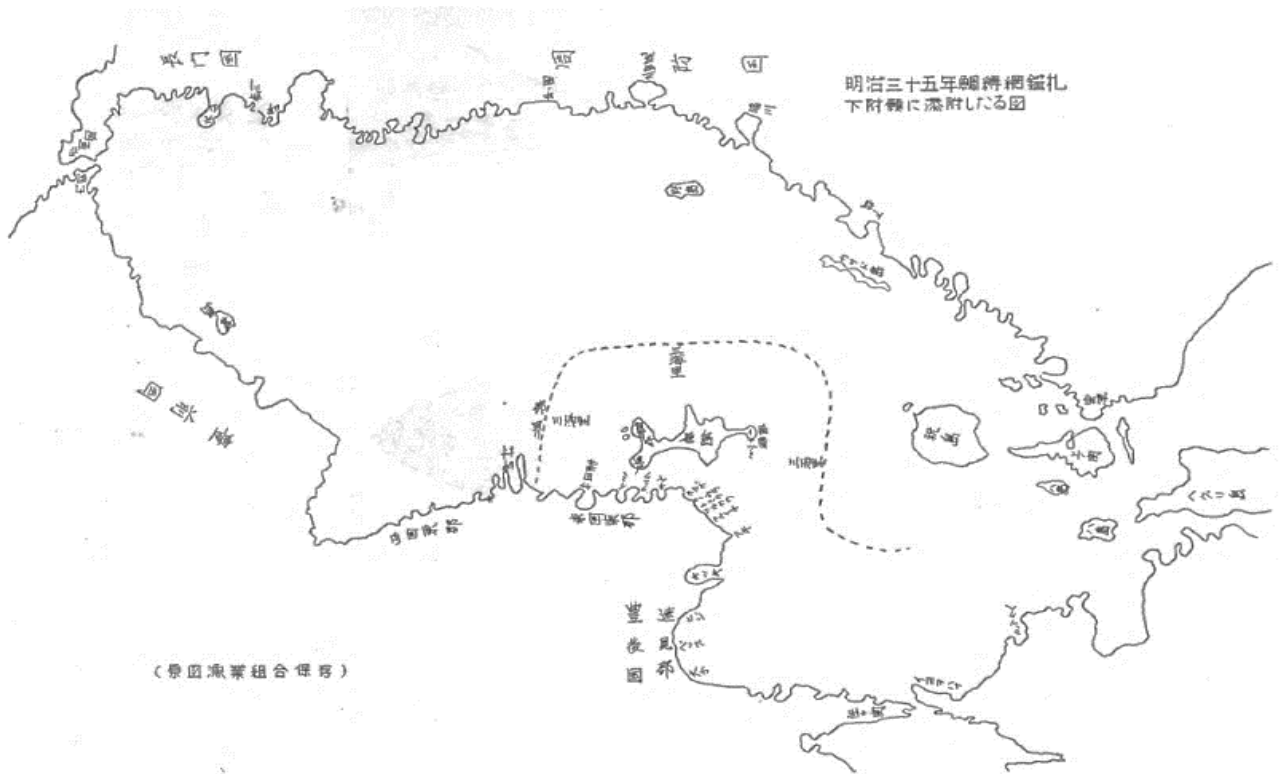
- （一）捕魚、採藻の季節を定める
- （二）漁具、漁法および採藻の制限
- （三）漁場区域に関すること（西村 1983）

1980 年代当時の姫島村漁業組合長理事を務めた西村巧氏が書いた論文によると、明治 19 年より以前にすでに申し合わせで「漁業期節」のような漁業資源管理に関する取り決めが定められていたようであるが、「漁業期節」はこの明治 19 年の農商務省令の基準にそったものに相違がないという（西村 1983）。

また、農商務省令が発令された同年の明治 19 年 6 月 15 日に大分縣甲第三十号布達、漁業組合準規則に基づき、東国東郡の沿海各村を一地区として東国東郡漁業組合が設立され、その事務所は国東町に置き、姫島がその下部組織になっていた（西村 1983）。その後の明治 26 年 4 月（1893 年）に、姫島村組合組織議会議長から姫島村長経由で県知事に宛てた、姫島が必要とする独自の保護規約を設定しようと求めた「漁業組合規約御認可願」の公文書があったことから、昔から姫島独自で行われていた「漁業期節」の原型であった漁業資源の管理や対策は明治 26 年以前にも施行されていたと推測できる。また漁業組合規約認可願を提出した理由としては、当時姫島の漁業管理に関する取り決めがあったものの、時々約束を破る漁師もいたため、県からのお墨付きを得て取り締まりの強化を図りたかったとされている（図 5）。

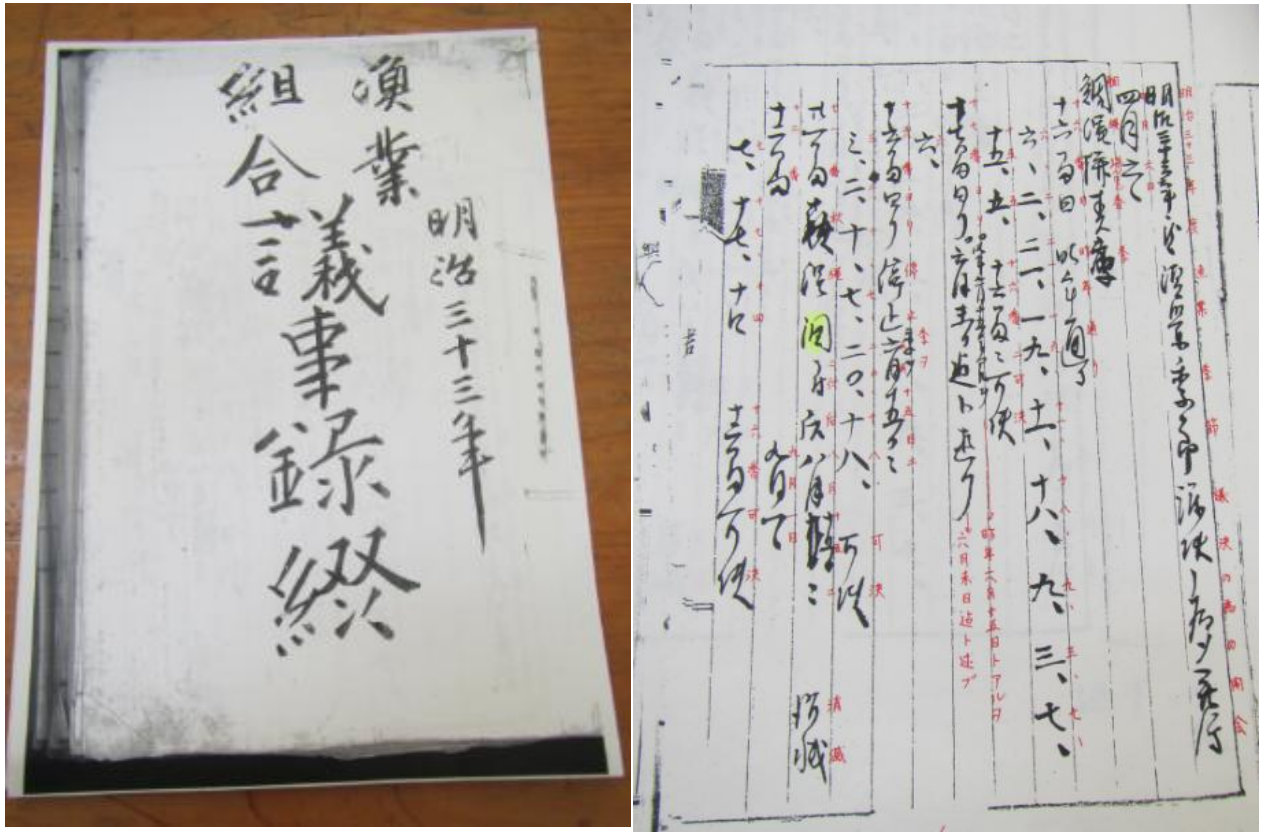
図5. 「明治三十五年鯛縛網鑑札」(下附願に添付したる図)

(出典：山下清風(1956)「国立公園 姫島の漁業」)



そして明治33年の東国東郡漁業組合の「明治三十三年度漁業季節議決ノ為ノ開会」を目的とした「明治三十三年漁業組合議事録」が残されており、そのなかに各魚種別が明記され、その分中に「昨年通り」とした項目があることからみれば、明治33年よりも前から「漁業期節」が決められており、それを守っていたとされている(西村1983)。本研究では実際、姫島の歴史研究家木野村孝一氏のご協力の下、東国東郡漁業組合の「明治三十三年漁業組合議事録綴」のコピー資料を参考することができた(写真5、6)。その議事録をみると、冒頭に「明治三十三年漁業季節議決ノ為ノ開会」と記されたことから、「漁業期節」のことは「漁業季節」と書かれているが、この時はすでに「ぎょぎょうきせつ」と呼ばれる取り決めがあったことが確認できた。

写真 5、6. 東国東郡漁業組合の「明治三十三年漁業組合議事録綴」  
 コピー資料の表紙（左）とその一枚目（右）  
 （資料提供：木野村孝一氏、赤字は木野村氏による仮訳）

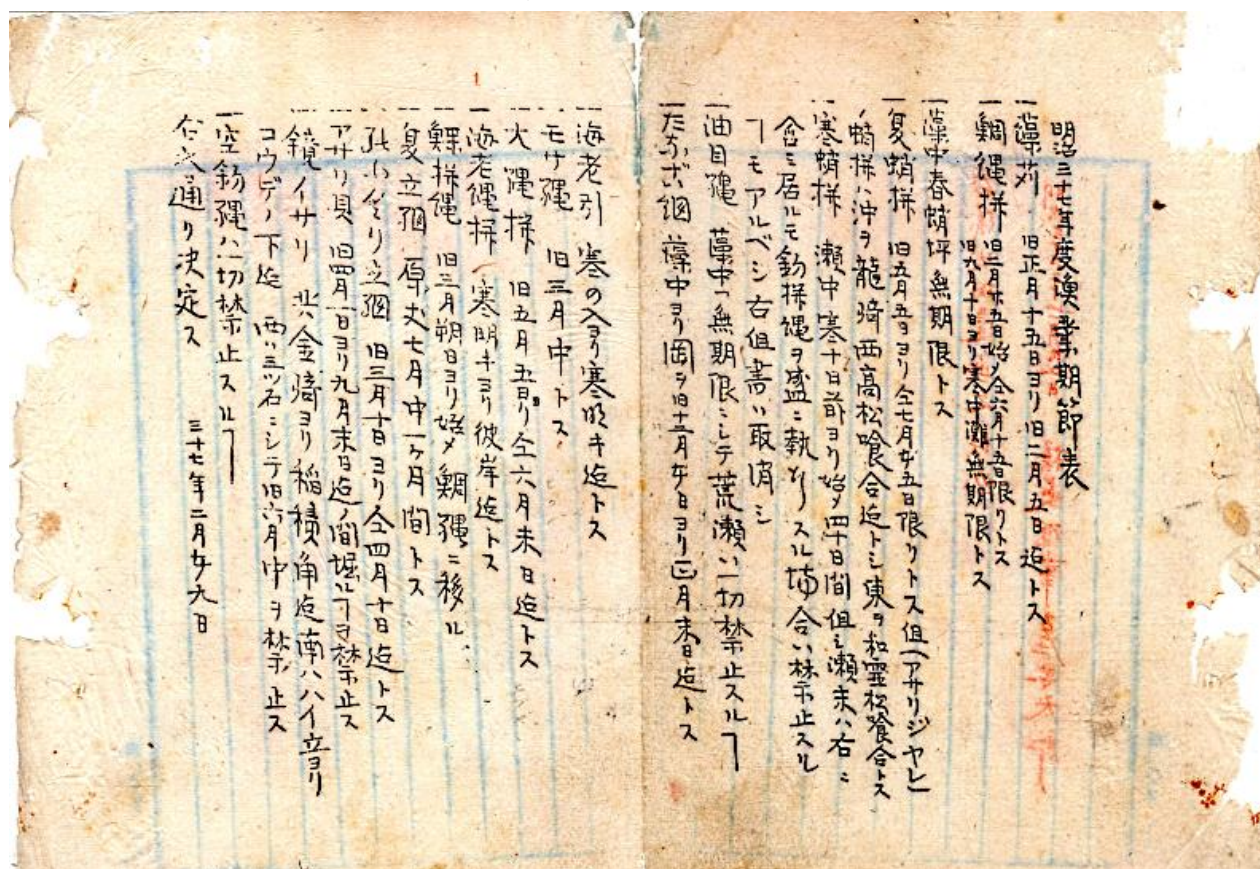


明治 35 年の漁業法（旧漁業法）施行の翌年、法律に基づいて日本各地の各町村に漁業組合が設立されるなか、姫島村も東国東郡漁業組合から独立し姫島漁業組合を設立した。そしてその翌年の明治 36 年（1903 年）に、姫島漁業組合は議事録の内容のほかに、「明治三十七年度漁業期節表」と明記した規則を初めて明文化し、明治 37 年度から漁師に配布するようになった（西村 1983）。この「明治三十七年度漁業期節表」の原本は今でも現在の姫島支店に保管されており、姫島の漁業資源管理に関する先人の経験に基づいた申し合わせや取り決めなど資源管理のルールが定められている。いわゆる現在の同姫島支店が実施している「共第 8 号漁業権行使規約」（以下「共第 8 号」という）の前身である(写真 7)。



写真7. 和紙に筆で書かれた明治36年に最初に明文化された「明治三十七年度漁業期節表」

(資料提供：大分県漁業協同組合姫島支店)



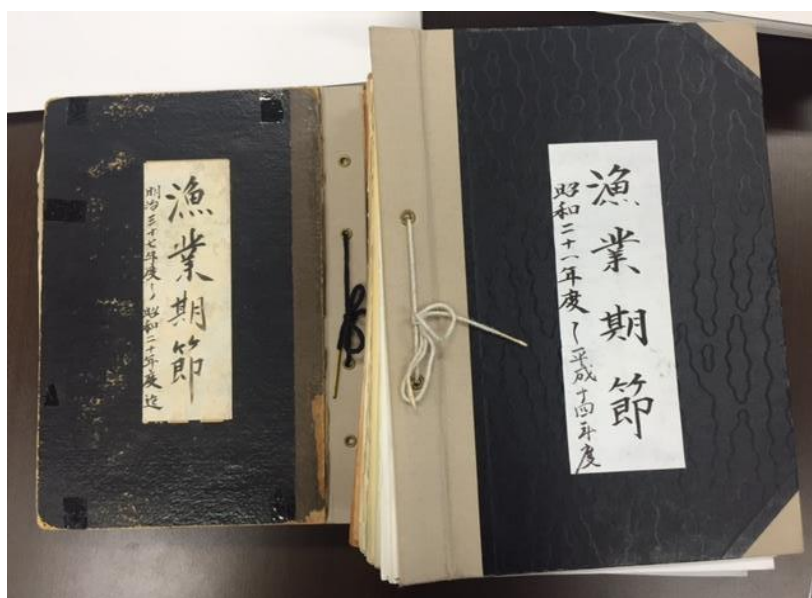
しかし、実際に「漁業期節」という言葉で明記された記録や古文書などの詳細資料は、この「明治三十七年度漁業期節表」よりも古い資料が現在保存されていない。ただし、上述したように、明治19年の農商務省令、明治26年「漁業組合規約御認可願」、明治33年「漁業組合議事録綴」といった記録に「漁業期節」のような姫島独自の取り決めなど資源管理のルールがあったと示唆される記述がある。このためその存在は、明治19年から33年までの間も間接的に確認できる。なお、明治19年前よりも「漁業期節」が存在していたことは言い伝えでしか情報がないため、明確の起源とその年代は不明である。いずれにせよ少なくとも明治37年から「漁業期節」が確実に施行されており、すでに110年以上もの歴史があることは間違いない。全国にみても漁業取り決めの内容が百年間以上にわたって原文の形で記録、保管されている例は極めて珍しく、大変貴重な記録であるといえる。

## 2. 姫島の「漁業期節」の内容・保存状態

現在、姫島支店に保管されている「漁業期節」の原本は、明治37年度から昭和20年度まで、昭和20年度から平成14年度までの2冊に分けられ、古いものは筆で書かれた和紙から、昭和40年代からワードプロセッサで印刷されたものまで、年ごとに1~4枚の資料をすべて束ねた形で保管されている(写真8)。また平成14年以降のものは、現在に施行されている「共第8号」として平成29年までのものがプリントアウトされファイリングされている。平成からパソコンで作成しているのでデータはあるものの、それ以前のものはほとんど活字

化、データ化にされず、一般公開もされていない。そのためなのか、これまで「漁業期節」について幾つもの先行研究で取り上げられていたが、ほとんどはその設立の由来と仕組みを説明するもので、実際その管理の仕組み、あるいは魚種ごとに年を追ってその変遷を分析したものはない。

写真 8. 大分県漁業協同組合姫島支店に保管されている明治 37 年度から昭和 20 年度まで、昭和 20 年度から平成 14 年度までの「漁業期節」の 2 冊



そこで本研究では、先ずデータ化すれば分析できることを地元の関係者に説明し、姫島支店と地元の協力のもと、明治 37 年度から昭和 20 年度までの全 127 ページの 1 冊目、昭和 20 年度から平成 14 年度までの全 1047 ページの 2 冊目の「漁業期節」を初めて PDF 化した。この「漁業期節」には、姫島の「漁業期節表」だけではなく、それらの規制や漁期間に対する漁師からの陳情書、請願書、誓約書、漁場区域や保護区域の地図、また昭和 20 年代から 50 年代の間には国見町の「漁業期節表」、熊毛村の「漁業調整規程」、竹田津町の「漁業種別操業規約」、「姫島水道漁業期節協議会議定録」といった対岸地域との入会協議会議の記録など対岸地域に関する資料もいくつが収録されている。この詳細については漁業者の個人情報がかかっているため公開できないが、これらの陳情書、請願書、誓約書などをみれば、問題となる魚種・漁法に関する当時の状況、漁師の考え方など「漁業期節」の変化を追うことができる。

このため本研究は姫島の「漁業期節」の活字化をし（表 1）、その PDF、活字化したデータを整理した。なお原本は PDF 化の作業を行ったあとに姫島支店に返却した。活字化については、これまでは「明治三十七年度漁業期節表」だけを活字化した姫島村史（1986）や、その他若干の著書や論文（山下 1956、西村 1983）が存在する。本研究ではさらにそれ以降、明治 38 年度から昭和 40 年度までの資料で、手書きで解読が難しい「漁業期節表」を活字化した。

表 1. 明治三十七年度漁業期節表

(研究協力者永田明氏が訳)

明治三十七年度漁業期節表

|                     |                                                                                                       |
|---------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 一 藻刈                | 旧正月十五日より旧二月五日までとす                                                                                     |
| 一 鯛縄 <sup>𤝵</sup> * | 旧二月二十五日始め同六月十五日限りとす<br>旧九月十日より寒中灘無期限とす                                                                |
| 一 藻中春蛸坪             | 無期限とす                                                                                                 |
| 一 夏蛸 <sup>𤝵</sup>   | 五月五日より同七月二十五日限りとす 但 (アサリジャレ) の蛸 <sup>𤝵</sup> は<br>沖                                                   |
| 一 寒蛸 <sup>𤝵</sup>   | を龍崎西高松喰合迄とし東を和霊松喰合とす<br>瀬中寒十日前よりはじめ四十日間 但し瀬末は右に含み居るも釣 <sup>𤝵</sup> 縄<br>を盛に執行する場合は禁止することもあるべし 右但書は取消し |
| 一 油目縄               | 藻中は無期限にして荒瀬は一切禁止すること                                                                                  |
| 一 たなご網              | 藻中より岡を旧十二月十日より正月末日迄とす                                                                                 |
| 一 海老引               | 寒の入より寒明き迄とす                                                                                           |
| 一 モサ縄               | 旧三月中とす                                                                                                |
| 一 大縄 <sup>𤝵</sup>   | 旧五月五日より同六月末日迄とす                                                                                       |
| 一 海老縄 <sup>𤝵</sup>  | 寒明きより彼岸迄とす                                                                                            |
| 一 鰈 <sup>𤝵</sup> 縄  | 旧三月朔日より始め鯛縄に移る                                                                                        |
| 一 夏立網               | 原丈七月中一ヶ月間とす                                                                                           |
| 一 ノフクリ立網            | 旧三月十日より同四月十日迄とす                                                                                       |
| 一 アサリ貝              | 旧四月一日より九月末日迄の間掘ることを禁止す                                                                                |
| 一 鏡イサリ              | 北は金崎より稲積角迄南ははい立よりこうでの下までとす 西は三つ<br>石にして旧六月中を禁止す                                                       |
| 一 空釣縄は一切禁止すること      |                                                                                                       |
| 右の通り決定す             | 三十七年二月二十九日                                                                                            |

\*これまでの文献は□の文字を「撰」という字に訳されているが(西村巧 1983、姫島村史 1986)、  
原本の文字は識別しがたいため、本研究はこの文字が「漁」を意味していると解釈し、「𤝵」  
との当て字で記す。

一番最初に明文化された明治 37 年度の「漁業期節」は、1 ページの「漁業期節表」に 17  
海藻類・魚種、漁法の項目につきそれぞれの旧暦で設定された漁族を獲る漁具、漁期、漁場  
に関する規程が定められている。そして時代とともに対象の魚種、漁法、漁場の規定が増え  
ていき、平成 29 年度の今は「共第 8 号」に 41 種目が規制対象となっており、そのうち明治  
37 年にあったものが 5 種類ほどしか残っていない(鯛縄＝鯛延縄、鰈縄＝カレイ縄、夏蛸  
漁＝夏タコ壺、寒蛸漁＝寒タコ壺、海老引＝くるまえばし流しさし網か(?)、海老縄漁＝エ

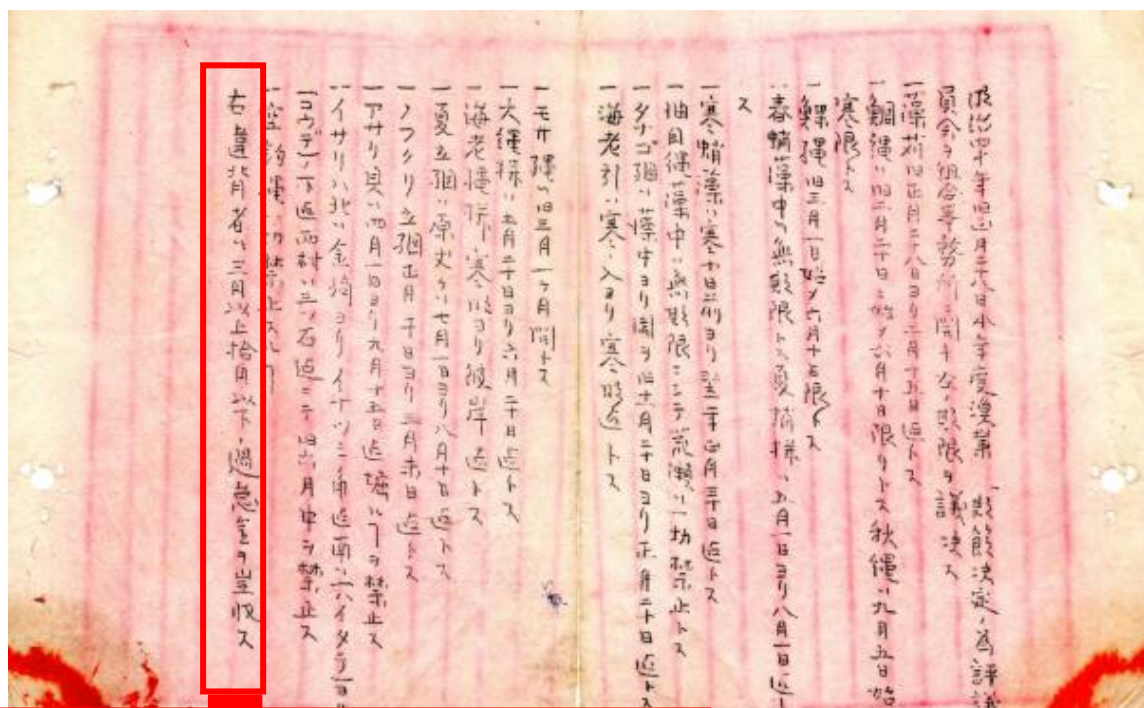


び建網か(?) )。このように、ここ百年間で姫島の漁法もかなり大きく変貌してきたことがうかがえる。

漁期については、最初の日付は明治 37 年から旧暦のみであったが、大正 9 年から旧暦とともに新暦が使われ、のちに大正 15 年からは新暦日付のみとなっている。新暦に変わった後の数年間は漁期が旧暦の日付から変換した日付に準じていたが、次第に漁期が短くなったものもあれば、延長したものもあり、漁業資源の状態、漁法や漁具の進化に応じて漁期も臨機応変に変化していることがわかる。日本の漁業は、現在でも漁業者が独自のルールをもって海況や漁獲対象資源の状況に応じて順応的な資源管理を行うことがその特徴の一つとなっており、これは欧米が中央政府主導で漁業シーズン中の途中変更が困難な操業規則を指向している点とは好対照をなしている。姫島の「漁業期節」においてはその傾向が明治時代から存在していたことが伺え、これは世界の中での日本の漁業の特性を論じる上で貴重な発見であるといえる。

また、明治 37 年に「漁業期節」が施行されてから数年後の明治 40 年度には早くも「違背者は三円以上拾円以下の過怠金を徴収す」と違反者に課される罰金に関する事項（写真 9）が追加されている。日本の漁業は古くから漁業者間の取り決めをしっかりと履行させることを重視しており、これは江戸時代の江戸湾における記録からも伺える。すなわち、200 年前の文化 13 年（1816 年）6 月には江戸内湾で操業する漁師が集まり、紛争解決のための合意を図り、江戸内湾漁業議定書を策定した記録が残っている（藤森ほか 1971）。姫島の「漁業期節」は、取り決めの履行を重視しているという点で、江戸時代における江戸湾の漁業から続いた考え方が存在しているようにも読める。

写真 9. 明治 40 年度「漁業期節表」に違反者に課される罰金に関する事項が追加  
(資料提供：大分県漁業協同組合姫島支店)



「違背者は三円以上拾円以下の過怠金を徴収す」

しかし、残念ながら明治 41 年から大正元年までの 5 年間の「漁業期節」の記録が残っていなかったことがわかった。その理由については確かではないが、その期間中は大漁の年で制限やもめ事がなかったから「漁業期節」を定める必要がなかった、と先輩の漁師たちに聞いたことがあると、大分県漁業協同組合姫島支店姫島地区漁業運営委員長北村昭雄氏からお話を伺った（写真 10～12）。

写真 10～12. 姫島支店にて姫島地区漁業運営委員長北村氏とのヒアリングの様子  
大分県漁業協同組合姫島支店（上）、昭和 20 年度から平成 14 年度までの 1 冊目の「漁業期節」について説明を受ける（聞き手は東大の八木）（左下）、「漁業期節」について説明を受ける（聞き手は東大のユウ）（右下）

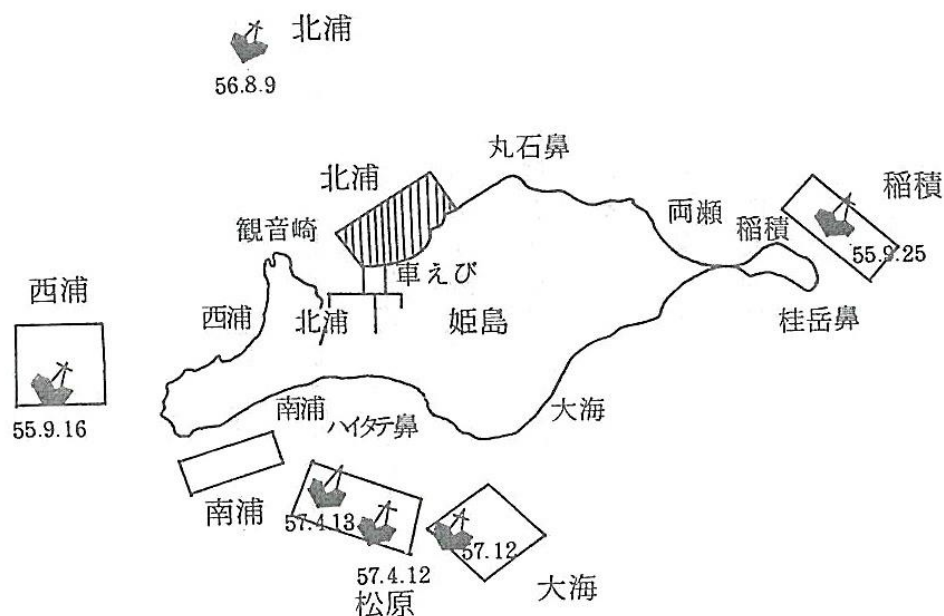


昭和 10 年代から魚種、漁法ごとの漁具に関する規程以外に、「禁止又は制限」という独立の項目が追加され、全体的に禁止する漁具、漁法、その使用漁場区域がより細かく厳しく定められている。昭和 20 年代はさらに西浦と北浦を対象とした「禁止又は制限」が指定され、昭和 32 年度からは金浦、大海浦（及び稲積）、松原浦（及び南浦）まで拡大された。さらに昭和 40 年代は各魚種・漁法に地域ごとや浦ごとの細かい規制が定められるようになった。そして昭和 55 年度からは「姫島村地先保護育成水面」の位置図、昭和 58 年度からは「沈没漁礁設置図」（図 6）、漁業定休日や夜間点灯など「漁業期節細則」のルールも掲載されるようになった。このように、姫島の「漁業期節」は明治 37 年度から年を追うごとにより詳細な記述がなされるようになったことがわかる。

図 6. 姫島村の「沈没船及び保護水面位置図」 (昭和 58 年)

昭和 52 年に北浦地先水面が最初に「保護水面」に指定され、翌年はほかの 5 浦が自発的に「保護育成水面」を設定し、それらに沈船漁礁を投入した。

(出典：西村巧 (1983) 「資源管理型漁業と漁協の役割」。姫島村漁業協同組合昭和 58 年度「共第 8 号漁業権行使規則」より西村氏が作成)



また「漁業期節」を決めるための合意形成の手段については、明治時代から変りなく年末に一度総代会を開き、禁漁期間や区域の変更などを審議し、話し合いで次年度の内容がを決めるようになっている。また、この総代会の前に、各浦で該当浦の組合員が参加する寄合が開かれ、「漁業期節」に関する意見と変更の要望が話し合われ、その総代はその意見と要望を総代会で提起する。また漁業者からの申請書や漁期変更の願書など、漁獲量や漁場の変化に応じ施行期間中に規則を臨時的に変更し、またこれを次年度の「漁業期節」の改正事項として検討することも北村氏の話から確認できた。

このように当事者間での合意形成の手段が 100 年以上にわたり現在まで変更なく続いていることに鑑みれば、合意形成に向けた段取りは明治 37 年に始めて作られたというよりも、それ以前から連綿と続いていたものが存在し、これが明治 37 年以降も前年度の例を踏襲する形で継続してきたと考える方が自然であるといえる。

昭和 24 年の漁業権に、昭和 37 年に漁業権行使規則制度（共同漁業権、特定区画漁業権）及び遊漁規則制度（第 5 種共同漁業権）の追加等を内容とする改正が行われ、それを受け、昭和 39 年に大分県全県においても漁業権行使規則がつくられ、姫島では「姫島村漁業協同組合共第 8 号第 1 種漁業権行使規則」（現在の「共第 8 号」）が定められていた。それで「漁業期節」は翌年の 40 年度から当時の「共第 8 号」の一部として位置づけられ、「漁業期節」



の一覧表の形で「共第 8 号」に附則していたが、昭和 41 年度から 45 年度の間に「漁業期節」の一覧表は「漁業権行使規約」というタイトルに変更された。この時期はちょうど昭和 42 年度から施行される「大分県漁業調整規則」と重なっていた<sup>1</sup>。

しかし、昭和 46 年度からはその一覧表が再び「漁業期節」というタイトルに戻され、それ以来現在に至るまで「漁業期節」のままと記されている。当時の姫島村漁業協同組合はおそらく全県の漁業改革の動きと足並みを揃えるよう「漁業期節」の名称を統一した「漁業権行使規約」に変更しようと試みたようであるが、長年にわたって地元の漁業者に浸透していたのは「漁業期節」という言葉の方であり、規則の正式名称はむしろ不評だったと推察される。

このことから「漁業期節」という姫島の伝統に対する姫島の漁業者の強い誇りと愛着がうかがえる。現在「漁業期節」の名称に関しては、現在平成 29 年は「共第 8 号」という正式的名称になっており、「共第 8 号」、「漁業期節」、「期節定め」といった名称で呼ばれているが、同じものとして姫島の漁業者は認識している（写真 13、14）。

写真 13～14. 姫島の港では「共第 8 号」が定めている年間の禁漁期、休漁日が参照しやすくようにカレンダーに記されている



<sup>1</sup> この規則は、「漁業法及び水産資源保護法その他漁業に関する法令とあいまって、大分県における水産資源の保護培養、漁業取締りその他漁業調整を図り、あわせて漁業秩序の確立を期することを目的としている。漁業の許可、水産資源の保護培養、漁業の取締、罰則等について規定している」となっており、現在でも大分県漁業の基本方針として「大分県漁業調整規則（昭和 42 年大分県規則第 18 号）」（最終改正平成 28 年 6 月 28 日）が施行されている。

### 3. 海藻から説明する「漁業期節」の由来と原点

上述のように「漁業期節」の起源は明確化できていないが、その背景としては、限られた漁場に比較して漁業者が多かった中、漁業秩序の維持や衝突の防止のためのルールをつくる必要があったのではないかと考えられている。そのために「漁業期節」において放卵前親魚、稚魚などの捕魚の禁止、または制限するほか、漁族の繁殖に必要な藻類の藻刈の制限も定められている（西村 1983）。

本研究は、「漁業期節」における海藻（海草を含む）の採集制限についても焦点を当てて調査した。それは、「漁業期節表」の原本資料と歴史の文献レビュー、姫島の聞き取り調査によって実施した。この結果、今まであまり注目されてこなかったが、意外にも「漁業期節」においてはもともと海藻が重要視されていたことがわかった。そして海藻の重要性から、姫島の漁業資源管理に対する基本理念は、現在一般的に思われる「乱獲阻止」のためだけではなく、魚を育てる藻場を守るため、つまり豊かな海の環境の維持でもあったことが推察される。

実際、明文化されたなかで最も古い「明治三十七年度漁業期節表」（写真 2）をみても、一番最初に掲載されている種目は「藻刈」（藻刈り）となっている。一般的に、海藻類の中にはヒジキやワカメなど人間の食用に供するものも存在する。また人間の食用に供さない海藻類であっても、農耕用の肥料に使用するために採集するケースも考えられる。さらには、海藻類は漁具や漁船の櫓、プロペラなどに絡まり、漁労の障害となるため、単に駆除するケースもある。

このような海藻類について、姫島では保全の対象としてルールが形成されていたのはなぜかについては、直接的な記述は存在しない。おそらく、海藻が魚族の繁殖や生育の場所として重要であるために、藻類を過剰に刈り取らないよう規制をかけたいとの視点が存在していたものと考えられる。これを裏づけるのは、例えば「漁業期節表」のなかに、油目縄に対し「藻中は無期限にして荒瀬は一切禁止すること」、たなご網「藻中より岡を旧十二月十日より正月末日迄とす」との記載である。この記述からは、漁業の主たる対象は、油目縄やたなご網を使用して漁獲する魚類であって、海藻類は主たる漁獲対象ではないことが伺える。仮に海藻類が主たる漁獲目的であれば、その漁法は油目縄やたなご網ではなく、別の漁法になるであろう。このため、海藻の保全は、採集対象の海藻を保全するという趣旨ではなく、むしろ魚族の産卵地、棲みかとしての海藻を保全する趣旨であったといえよう。ここから、生態系を保全する上での藻場の重要性、さらには藻場の中に生息する稚仔魚の保全を姫島の漁業者が伝統的に理解していたことがわかる。

「藻刈」の規制は昭和 36 年度から「漁業期節」からなくなったが、「磯建及び藻建網」が昭和 31 年から「十二月二十六日から十二月十日まで」（ほぼ通年）と新たに追加され、それ以来平成 29 年度の現在まで「漁業期節」に継続して記載されている。平成 29 年度は「磯建及び藻建網」について「全浦 1 月 1 日より 1 月迄と 8 月・9 月・10 月の 3 カ月間は、操業



を禁ず。」となっているが、各浦がさらに各自それ以上の禁漁期を設定しており、厳しいところは例えば金浦では「金崎東の藻場は2月1日より8月15日迄使用を禁ず」とより長く規制される。

当然ながら藻場の中には魚が多く集まることを漁業者は経験上も熟知していると思われる。昭和30年代はほぼ通年にわたって藻建網の漁が許可されたが、時代とともに次第に漁期が短縮され、現在の平均にしておよそ3ヶ月間の禁漁期が設けられるようになっている。この海藻や藻場と関連する「藻建網」の漁期の変遷をみれば、海藻と藻場、もっと広い意味でとらえば魚族が繁殖できる海の生態系の維持に対する考え方と姿勢がみえてくる。現在では科学知識の進歩により魚族の生態についての理解が深め、昔よりも正確に産卵期や稚仔魚の生育期における操業を回避するための禁漁期を設けることができるようになっているが、これが明治期から認識され実行されてきたことは注目に値する。

なお、そもそも「藻刈」の「藻」はどのような海藻を指しているのか、食用または肥料用なのかについては、明治37年から昭和36年まで「藻刈」の漁期が定められていた「漁業期節」の文面上をみても記されていない。この点を解明するため、本研究では更に他の古文書や聞き取りの調査でその解明を試みた。

姫島支店組合長北村氏からの聞き取りによれば、彼の記憶では戦後の時代から、姫島の漁師は島の周りに茂っていたホンダワラやアカモクといった海藻を刈ってから漁に出るのが日課であったという。特に3月から4月まで海藻を刈り、肥料としてイモの苗床に使ったり、麦畑に撒いたりしていた。海藻は厚みがあり、断熱かつ発熱効果があるので苗床に敷くとイモの発芽に最適だと言われているからである。さらに先行研究の文献を調べてみると、「漁業期節」の「藻刈」はイモ苗温床用の肥料藻を刈ることを指すという説もあった(山下1959)。しかしこのように海藻は肥料としてよく利用されていたため、魚の餌や隠れ場となる海藻が刈られ過ぎないように、制限する必要も生じたわけだとの話を北村氏から伺った。

さらに、海藻について50代~70代の地元の漁師の数名にも話を聞くと、「漁業期節」はもともと、ヒジキやワカメなどといった海藻が豊富にあった姫島の海域に、むしろ魚よりも海藻を獲りすぎないように設けられたという言い伝えがあるとの点もわかった。北村氏が言うように、昔は海草・海藻を刈らないと船も出せないほど姫島の海にアマモ場と藻場が茂っており、地元の住民はその海草・海藻を採集し、肥料として姫島の主食だった甘藷の畑に撒いた、と漁師たちも異口同音の意見であった。しかし現在はアマモ場や藻場も減り、ヒジキやワカメなどの海藻は天然ものがなかなか獲れず、近年はワカメ養殖が展開されているそうである。姫島の漁業者の話と、「漁業期節」のなかに海藻に関する記述からみる重要性を照り合わせると、海藻・海草は「魚が育つゆりかご」と言われるように、かつて姫島の漁師も海藻を獲りすぎると魚(貝類、甲羅類も含め)も育たなくなるという原理を理解していたことが浮かび上がってくる。だからこそ、「漁業期節」の原点は海藻と多く関連するのではないかと考えられる。

しかしながら、海藻（藻刈）は、上述したように昭和 35 年から「漁業期節」に規制されなくなった。その背景を解明するために、明治 37 年から平成 29 年まで「漁業期節」における海藻類に関する採藻期の推移、変遷を図にまとめて分析した（図 7）：

図 7. 姫島村「漁業期節」海藻類に関する採集期の推移、変遷

（明治 37 年から平成 29 年のまでの姫島村「漁業期節表」を参考に研究者が作成）



図 7 が示すように、1904 年度（明治 37 年度）から 1915 年度（大正 4 年度）までの間、「藻刈」の漁期は平均に 21 日間ほどあった。1908 年度（明治 41 年度）から 1913 年度（大正 2 年）までの 5 年間の「漁業期節」の記録が残っておらずデータがないが、おそらくその前後の年とあまり大差がないことと推測する。「藻刈」の期間もだいたい旧暦 1 月 15 日から 2 月 5 日まで（新暦の 2 月中旬から 3 月上旬まで）に行われていた。しかし、1916 年度（大正 5 年度）を境に、「藻刈」の期間が 8 日間まで急激に短縮され、そこからだんだん減っていき、1920 年度（大正 9 年度）からは 4 日間、1925 年度（大正 14 年度）から 3 日間、1927 年度（昭和 2 年度）から 2 日間、やがって 1939 年度（昭和 14 年度）から 1945 年度（昭和 20 年度）までの間は年に僅かの 1 日間しか「藻刈」が許せられないことになってしまった。ところが、終戦の 1946 年度（昭和 21 年度）からはまた 7 日間に延ばされ、翌年度は一気に 27 日間にも増えてから数年の間は 31 日間の約一ヶ月間にも達した。その後は 1951 年度（昭和 26 年度）から 1954 年度（昭和 29 年度）までは 17 日間に落ちたが、1955 年度（昭和 30 年度）から 1960 年度（昭和 35 年度）までの間はこれまで一番長い期間の 47～48 日間にも延長された。しかし 1960 年度（昭和 35 年度）を最後に、「藻刈」の規制は突然に「漁業期節」から消えたという劇的な変動があったことが明らかになった。

その代わりに、1960 年度（昭和 35 年度）から「天草採集業」が加われ、1992 年度（平成 4 年度）からヒジキが天草に追加されて「天草、ヒジキの採取」の 1 つの項目として統合さ

れている。しかし天草の採集期はだいたい本天が8月の1日間、バカ天が7月の1週間の夏季に行われていたことから、「藻刈」の海藻と天草とは別物だったことがわかる。一方、ヒジキについては平成4年からずっと「ヒジキは生育の期間を考案し一週間前に広告す」になっており<sup>2</sup>、平成29年の現在までの数年間は、真冬の時期の2日間しか「寒ヒジキ漁」を行うことができない<sup>3</sup>、姫島の名産「幻の2日ひじき」とブランド化されるほど採集期がともも短くなっていることから、1960年まで行ってきた「藻刈」の海藻はヒジキだけだったことも考えにくい。つまり1960年度（昭和35年度）以降は、天草以外の海藻・海草類は、「漁業期節」から採集期が定められなくなった。

「漁業期節」から海藻の採集期が消えたのは、果たして海藻の生育が回復されてきたから制限も必要ではなくなったのか、それとも海藻が劇的に減少して全く採れなくなったのか、どちらが原因であったのかを更に調査を行った。

当時の海藻採集量についてのデータは姫島支店にも記録はない。肥料用としての海藻という認識であったのなら海藻採集量は当然データを取っていなかったことも頷ける。このため「漁業期節」の記述を追うこととした。「漁業期節」の記述は採集期間だけが存在し、これは採集量を示しているわけではない。つまり「藻刈」の期間が長ければ長いほど必ずしも海藻採集量が多かったとはいえない。むしろ海藻資源が少なかったからこそ採集期間が延長された可能性も考えられる。よって、採集期間と採集量の関連性、すなわち海の中の海藻資源量の状態を推測または検証することができない。

当時の海藻の資源量など生態的な状態を特定するため、利用形態の変化に影響を与えたその社会的、経済的背景に注目した。肥料用の海藻を採集するためとされた「藻刈」の期間と海藻の用途の変化を解明するために、農業との関係性から調べることにした。

先ず歴史的な背景を整理すると、明治40年代から昭和20年代までは世界大戦前時代、昭和20年代から昭和30年代半ばまでは戦後の復興時代、30年代後半から昭和年代末期は高度経済成長期、平成以降はバブル崩壊の経済的不景気が続いている。また漁業に関しては、昭和40年代半ばは石油ショックによる船の燃料費が増加や日本が沿岸からの200海里規制の排他的経済水域を取り入れることによって日本の漁場は狭くなることを背景に遠洋漁業と沖合漁業は急速に衰えてきていたことと、沿岸漁業も海の環境変化、取りすぎ、漁業者の高齢化などが原因で漁獲量が激減し、平成初めまでは世界一の漁獲量を誇っていたピークを過ぎてから大幅に減ってしまった。

---

<sup>2</sup> 平成5年の「漁業期節表」に手書きで「ヒジキは12月に入り初めての大汐日より翌4月30日まで」と書かれていたが、それは翌年度は依然「ヒジキは生育の期間を考案し一週間前に広告す」のままで、実際に反映されたかどうか明確ではない

<sup>3</sup> 平成28年度は大潮の日にあたる12月13日から15日までの間、潮位が最も下がる午前3時頃の深夜に、40人ほどの漁師が2晩だけの勝負で寒ヒジキ漁を行ったという（大分合同新聞 2017.12.15）。

上述した時代背景を念頭に「藻刈」の期間の変動を解析してみよう。「漁業期節」が明文化された明治 37 年度からの 10 年間の戦前時代は「藻刈」の採集期が平均に 21 日間ほどあって余裕があったが、大正 4 年度（1915 年度）に入って昭和 20 年度（1945 年度）までの世界大戦前時代には最も短い採集期を経験していた。それで、もし前述したように姫島の漁業関係者や古い先行研究の文献が主張していたとおりに「藻刈」の海藻は主に肥料用なのであれば、食用が不足していた世界大戦前時代に甘藷を栽培するための肥料用としての海藻の使用、「藻刈」がなぜ厳しく制限されていたのであろうか。この時代の「藻刈」には食用の海藻も含まれるようになったのではないかと、それとも魚族を守るために「藻刈」をより厳しく制限したのか、いくつかの要因が推測される。一方、戦後の日本は食糧難に陥り、姫島も食糧不足に悩んでいたと思われる。そこで「藻刈」は太平洋戦争前の年に 1 日間から終戦翌年は 7 日間、さらにその翌年以降は 27 日間も採集期が延長されたのは、肥料用の海藻食糧農業増産が図られていたのではないかと推測する。

姫島村史によれば、「姫島で、最も農業が盛んであったのは戦中と戦争直後であろう。矢筈岳の八合目まで。芋畑が点在していた。姫島に甘藷が伝来したのは宝暦 7 年（1757 年）とも言われ、以後、戦中、戦後から、高度成長期の昭和 40 年代に至るまで、食糧として、換金作物として、姫島農業の主役を演じてきた。」との記述があり、当時姫島の主食だった甘藷の栽培のために肥料用の海藻が必要されていたと示唆できる。それに、焼酎用の芋を出荷していたほど、昭和 30 年代に農地面積は 180ha 以上も達していた。しかし、甘藷、麦を中心とする農業は昭和 25 年（1950 年）には 1110 人であったものの、昭和 35 年（1960 年）から減少し始め昭和 50 年（1975 年）には 155 人でそのうち男子の労働者力は 0 人となってしまった（竹内 1981）。

肥料としての海藻の利用について、男性の漁業者のほかに、農業を担っている姫島の女性、50 代～70 代の数人からも聞き取り調査を行った。ほとんどの方は昔は海藻・海草を肥料として使っていたことを聞いたことがあるが、昭和 20 年大半ばになると、海藻よりもむしろ一家一頭飼育していた「姫島牛」の尿糞を堆肥として使っていた。しかし昭和 20 年代まで全国共進会などで優勝賞に輝いた姫島牛の飼育も次第に衰退し、昭和 60 年に牛の家畜飼育が終焉した（木野村 2011）。また海藻の肥料としての利用はどうやら地区差があるらしく、特に姫島の東側にある大海（おおみ）地区の漁師や住民は、50 代の方で幼少期に海藻を海岸に乾し、水分と塩分を落とした海藻を山の上まで広がっていた畑まで運んでいたことがあると言った。それに対し、西側の方は海藻を農業に活用していたことに関する記憶があまりなく、海藻が肥料としてあまり利用されていなかった印象を受けた。

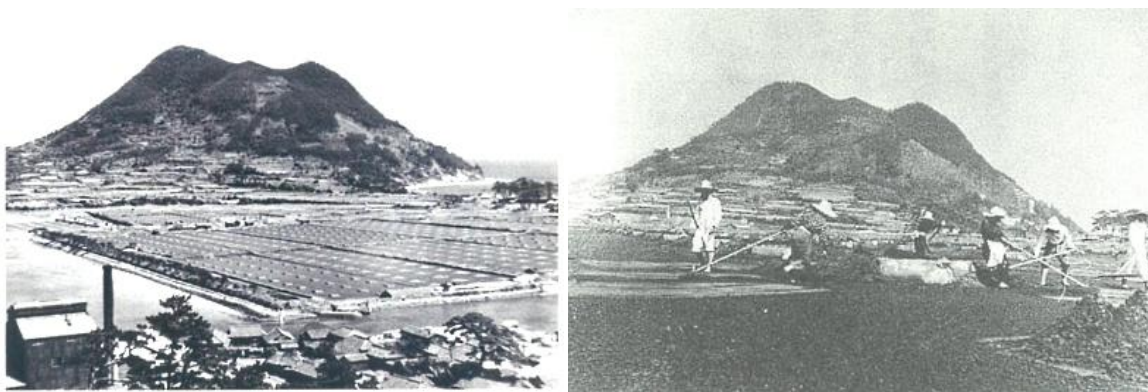
一方、姫島の漁業及び水産養殖業は、昭和 25 年に 531 人（うち女性 6 人）であったが昭和 30 年に 904 人がすでに農業の 570 人を上回り、昭和 50 年に 725 人（うち女性 180 人）になって、昭和 30 年代後半以降は漁業が労働力を吸収していた。それは昭和 34 年に塩田の廃止、換金作物であった甘藷が売れなくなったことが原因で、女性達は夫とともに海へ漁に出るようになったという。また昭和 34 年に慶長年間から続いた一大産業の制塩産業が終焉を迎え、

337 年の歴史に幕が閉じられたという小さい島にとって大きな経済的変貌に直面していた時期でもある（写真 15、16）。

写真 15、16. 昭和 30 年代の姫島塩田とその作業風景

その当時は甘藷畑が山頂まで続いたが、現在はほとんど耕作されていない

（出典：（左）木野村孝一（2011）、（右）高橋与一（2001））



その後は昭和 35 年に塩田跡地の有効利用として車えび、ガザミの養殖が始まり、幾度の試行錯誤を経験したが、昭和末期には日本一の車えび養殖場という名をはせたほど今なお姫島の一重要な産業として成長し、多くの雇用機会と関連産業の経済効果を提供していた（木野村 2011）。そして姫島の漁業者によると、1960 年代以降は漁船や漁具の機能も進歩を始め、農業よりも漁業がはるかに儲かるため、わざわざ海藻を採るところが、農業自体があまり営まれなくなり、漁業で繁栄した姫島の主食もお米に変わったという話もあった。それに 1975 年代に海岸ではウニや海藻類が豊富に採れるため、すぐ高収入に結びつく漁業関係の仕事に従事するためにほとんどの女性は田畑を放置するようになったこと（竹内 1981）。これらの社会的、経済的な変化によって姫島の農業が衰退につながっていたのであろう。また、農業の化学肥料や堆肥の普及とともに、その結果、海藻を肥料として使用することもなくなったことが考えられる（写真 17、18）。

写真 17、18. 少量ではあるが現在金地区の稲作栽培（左）、

海岸に打ち寄せられた海藻を拾って畑をつくる松原地区の畑（右）





昭和 50 年代は数年間に海苔ワカメ養殖に試みたが、残念ながら失敗に終わった。しかし当時の養殖について知っている漁業者の話によれば、海苔ワカメ養殖のために撒いた液体肥料の効果なのか、その期間はほかの海藻や藻場が以前より茂っていたように思えたという。その後は海藻類が天草とヒジキが主になっており、特に乾燥ヒジキ 36 g が約 500 円の値が付く島の名物になった。またヒジキに関しては、昔は女性がヒジキを採りに行っていたが、今は男性もヒジキを採るようになる。魚の漁獲が全体的に落ち込んでいるのが原因か、昔はあまり採りにいかないヒジキも採るようになったとのことであった。そして近年は新たに大海地区ではワカメ、アオサ、昆布の養殖に始まり、稲積地区では天然アオサの採集も行われるなど、海藻・海草類の利用がまた増えている。

ここまで説明したように、最初の「漁業期節」に一番最初に定められていた「藻刈」、すなわち海藻類、それに関する利用形態の変遷を社会的、経済的な側面から整理してきた。またこのように、海藻という「漁業期節」の中の 1 つの種目の管理方法・利用形態の変遷を例として取り上げたが、本研究では漁業資源や漁獲量の検証が趣旨ではないため分析まで至らなかったほかの魚種・漁法についても、本研究が初めて「漁業期節」を PDF、活字化することによって、今後の研究データとしての活用につながることを期待している。例えば海藻の採集期間と、ほかの魚族の漁期、漁獲量との関連性など、さらなる研究の可能性が考えられる。

#### 4. 「漁業期節」の理念を支える姫島の漁業資源管理に関する慣習と取り組み

上述したように、姫島の漁業資源管理は魚を取りすぎないとの視点に加えて、魚を育てる海づくりという漁業資源管理のあり方が原点に存在していた。「漁業期節」はその一部として、さまざまな漁業資源管理が姫島において行われてきた。以下のような漁業資源管理に関する慣習と取り組みは、「漁業期節」の理念を支えるともいえる。

##### ア. 魚付林

明治 19 年 6 月 19 日大分県漁業組合準則が公布され、その第三十条の第一項、第四号に「海岸樹林保護ニ関スル事」と明記してあった。その時から魚付林による沿岸漁業の資源確保と漁業振興策が進められている。しかし、慶長年間から開設した塩田の燃料として、全島はハゲ山となってしまうほど樹木を伐採した。そのため、島民は海岸に漂着した磯木を拾って根燃料としていたほど、姫島には木が少なくなった。そこで、魚付林の必要性を痛感した初代姫島郵便局長の中條石太郎氏は、「すべての魚類は、樹木の茂った陰に集まる」との持論を持ち、明治 15 年ごろ（1886 年）から「木を切るな」と説いて回っていた。そして明治 24 年に、中條氏は森林組合を結成し、向こう 30 年間木を切らない条令「姫島村山林原野樹木保護規約」（表 2）を作成し、違反者は警察に引き渡して五十銭の過怠金を課した（西村巧 1983）。また私費で日本刀を持った武士の彦兵を番人として雇っていたほど沿岸林の保護に徹底していた。最初はこの厳しい規制を課した中條氏のことを姫島村民は憎く思っていたこ

ともあるが、中條氏のおかげで明治の松ごろには全島松の緑におおわれ、白砂青松の今日の緑の小島をつくりあげ、魚付林の使命をはたしていたという（山下 1959）。そんな姫島の英雄的先人の中條氏は、魚付林の植林のほか、晴雨計の購入、イカ釣り漁法の教示、製塩釜の改良など、多くの功績を残していたが、残念ながら明治 33 年に 54 歳で他界してしまった（高橋 2008）。「漁業期節」が明文化される前であった。それ以来、魚付林は「漁業期節」とともに姫島の漁業資源管理の支柱として受け継がれてきた。姫島では 10 年前ほど松の木の植林が行われていたと 30 代の漁師から話を聞いたほどまだ記憶に新しいが、近年は山の管理は行われていないという。

表 2. 明治二十年「姫島村山林原野樹木保護規約」  
 （出典：西村巧（1983）「資源管理型漁業と漁協の役割」）

| 姫島村山林原野樹木保護規約 |                                                                                                 |
|---------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第一条           | 本村山林原野の樹木保護の為、私有共有地をとわず、毎年間十一月一日より十二日迄が伐採期限と定め、以外は一切禁伐とするものとす。但し、伐採期限といえども、立枯木に限り、外は根切りすることを得ず。 |
| 第二条           | 禁伐期間といえど、家屋普請の為或は成木の山林を売却せんとするものは村長に純分請願の上、許しを請うおのとす。                                           |
| 第三条           | 各区一人、村長の指名を以て、山林原野樹木保護監視人を置き、毎年一回地区内を巡視するものとす。                                                  |
| 第四条           | 村長は、毎年一回監視人を引率し村内の樹木保護について巡視せんものとす。                                                             |
| 第五条           | 第二条に違反したものは、違約金貳を出さしめ、その違反の旨知りて監視人或は村役場願上げ、巡査に受けさせるもやむなし。<br>但し、家族の違反者は、戸主の責任とす。                |
| 第六条           | 本規約実行を計るため、積立金の保護を受けるものとす。                                                                      |
| 第七条           | 本規約を確立する為に、総ての山林原野所有者署名捺印するものとす。                                                                |
| 明治二十年一月 日     |                                                                                                 |
| 姫島村村長<br>印    |                                                                                                 |

山と海の関係性は、姫島の漁師の間で古くからよく理解され、その知識が受け継がれているようである。1959 年当時に姫島漁協参事の山下富士松氏が「山の樹木がなぜ 魚付の効果があるかについては諸説があるが、伝えられるところによると、樹木、雑草から流れ出す栄養分によって、魚の生存に欠かせないプランクトンが増加し、魚族が集る。また、樹木の暗い陰に魚が付くと言われていた」と論文に綴ったほど（山下 1959）、今から約 60 年前の漁業者の間にもよく分かっていた。このほか梅雨の頃スズキ一本釣の盛漁期に、スズキ漁場の地元の海岸線一帯の雑草は牛飼用マ草いも、これを刈ることを禁じ、漁獲の増産をはかっていた（山下 1959）。この 10 数年に宮城県気仙沼市のカキ養殖漁師の畠山重篤氏が提唱し

た「森は海の恋人」の概念、いわゆる「森里川海の循環」が注目され、全国においても漁師による植林の活動がみえるようになってきているが、姫島の漁業者は120年前からすでに先駆けに取り組んでおり、ここ10年前まで山で植林をしていた。そしてこの植林と漁業の関係性については、一般の島民に聞いていても、「木々の影の下に魚が集まるから、山が荒れると魚が獲れなくなる」というようにほとんどの方が認識しており、親や年配の方の言い伝えで教わっているという。

## イ．漁族の保護育成

昭和25年（1950年）の漁業改革以来、当時の姫島漁協組合が繁殖施設の増設にも力を入れてきた。その主な取り組みは次のとおりである。

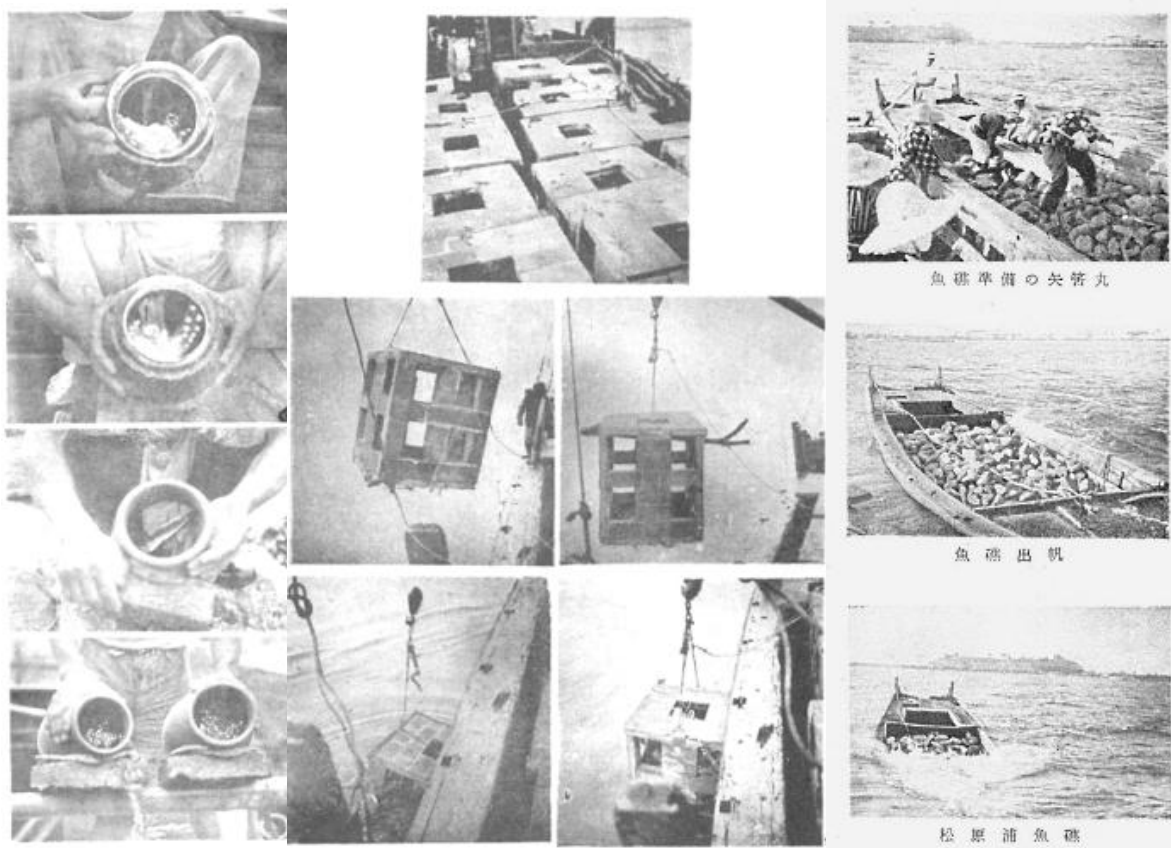
- （1）一般的繁殖保護施設：1950年から1983年までに、タコ産卵用壺（2万7千個）（写真19）、並型漁礁（5914個）（写真20）、築磯（26587m<sup>3</sup>）、沈船（鉄・木、14220屯）（写真21）、その他（鉄スクラップ、廃車、鉄管パイプ、投石）の投入を行っていた。タコ産卵壺の投入が産卵率を20%増加する効果があると言われ、昭和30年代ごろは山口県からタコツボの発注品を取り寄せて多く投入していた。

写真19. 昭和29年、タコ産卵用壺内の産卵状況を確認（左）

写真20. 昭和30年、「魚のアパート」と呼ばれる並型漁礁（魚巢）（中）

写真21. 昭和29年、廃船の「矢筈丸」を漁礁として利用（右）

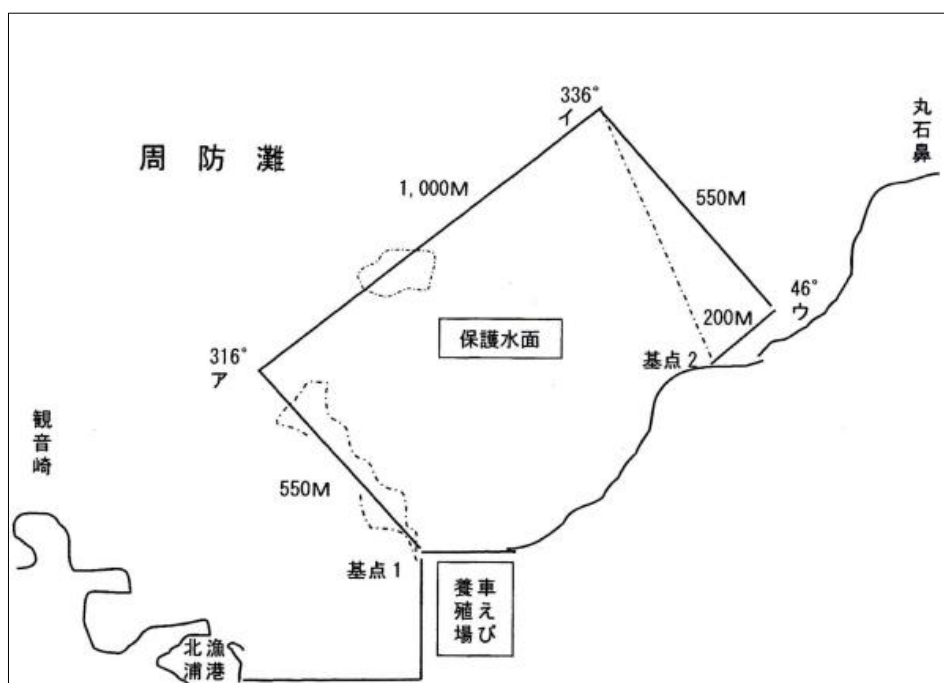
（出典：山下清風（1956）「国立公園 姫島の漁業」）



- (2) 保護育成水面の設定：昭和 52 年 9 月の農林省告示により北浦地先水面が最初に「保護水面」に指定され、翌年はほかの 5 浦（西浦、南浦、松原浦、大海浦、稻積浦）がこれに呼応して組合員独自の発想から「保護育成水面」を設定し、現在でも守られている。これらの保護水面、保護育成水面においては、漁族の繁殖に有害な漁労が制限または禁止され、その水面の外で捕魚することを義務づけたのである。また北浦の「姫島地先保護水面」について、平成 29 年度「共第 8 号」には「魚介類の産卵、幼稚仔の成育場」と明記し、この区域のすべての魚類、貝類、その他の水産物及び海草類の採捕を禁止し、違反者が大分県漁業調整規則によって罰せられると警告している（図 8）。

図 8. 「姫島地先保護水面」

（出典：平成 29 年度「姫島村漁業協同組合共第 8 漁業権行使規則」）



- (3) 沈没船、鉄鋼の沈船、石油タンクの再利用：

昭和 20 年以降、姫島の漁業権内に事故沈没船を引きあげず、漁礁として海底に残している。さらに、鉄片のさびに魚が集るという古くからの全国の漁師の知恵による言い伝えを頼りに、昭和 55 年からの 3 年間は鉄鋼船の廃船を購入し、保護育成水面に沈船した（図 4 を参照）。また、昭和 57 年に姫島で設置していた石油タンクのなかの残油、外側のペイント等も全部取り除いてから、水深 12 尋（約 18m）で天然礁や人工礁の位置より少しはずしているところに起重機船で沈めたという。沈下後の半年間ではスズキひきづりに、すばらしい効果を生み出したという（山下清風 1956）。

上記のように、姫島の漁業は、単に捕獲ばかりでなく、「しやく条」や「お船引き」など海に関する神事、タコ産卵壺、投石、廃船などの漁礁の投入、産卵期の漁獲をさげるための「漁業期節」の規定、魚付林の造林、漁業保護海区の設定など、明治時代から捕獲と共に養魚にも努めていることがわかった。そして「漁業期節」は、もともと魚族を育てるために海藻をととても大切にしていたことが明らかになったのである。このような歴史のある漁業の営み、海と生きる漁師の知恵と精神は、まさに次世代に受け継がれるべき伝統であり、日本が誇る世界農業遺産である。こういった「養魚の精神」を再認識し、「漁業期節」の原点に戻り、年々減少している姫島の漁獲資源の回復、維持へのヒントとして活用していけたらと期待している。



### 第三章 「漁業期節」からみる姫島と国東半島のつながり

ここでは上述の第2章【姫島の伝統的な漁業資源の管理方法「漁業期節」】の調査で明らかにした姫島の伝統的な漁業資源の管理手法に対して、これまでの既往研究には見られなかった、「大分世界農業遺産」において姫島の伝統的な漁業資源管理方法による国東半島宇佐地域との社会的、経済的なつながりについて検証し、島内外の漁師や住民への聞き取り調査を行った。

#### 1. 「漁業期節」の実施と国東半島の漁業権や資源管理への反映

姫島の「漁業期節」の漁業資源の管理方法がどのように国東半島をはじめ、大分県漁業に影響を与えたか検証する前に、まずは現在、大分県全体の漁業資源管理の状況を整理した。現代においては、2002年より大分県の漁協は一つに統合しているため、基本的に資源管理に関しては全県の方針があり、計13種類の魚種ごとに禁漁期、漁獲許可サイズ、または漁獲量が定められ、各支店はそれを優先的に守らなければならない（別添資料1「（大分県漁業）資源管理の強度」）。資源管理項目は、遵守強度が強い順に、①法的規制（TAC、TAEなど）、②漁業調整委員会指示、③資源管理計画となっており、主な魚種ごとに規制の対象地域が決まっている。最も規制の厳しい魚種は、国レベルで守られている法的規制のもとで管理される第1種指定海洋生物（アジ、サバ、マイワシ）、第2種指定海洋生物（マコガレイ、サワラ）、大分県が重視している漁業調整委員会指示のもとでのタチウオ、サワラ、アワビ、アカウニ、クルマエビ（13 cm）、マコガレイ（15 cm）、イサキ（20 cm）の順となっている。さらに上記の項目に加え、全県で守るべき漁業調整規制があり、クルマエビ（全長10 cm以下）、アワビ（全長10 cm以下、禁漁期設定）、ガザミ（甲幅15 cm以下）といった3つの魚種に対して採捕禁止が定められている。

姫島村の「漁業期節」は、現在その漁業管理の要素が含まれた姫島支店の「共第8号」として行使されている。上述の大分県漁業資源管理方針に定められた規制に加え、さらに独自に規制を設けているのである。そういった自主的な規制は、大分県漁業資源管理方針の資源管理計画よりも厳しく設定されている規約もある。例えば漁業定休日に関しては、大分県が定めた全県で実施する毎月第2土曜日以外に、姫島では1月1日～3日の正月、5月3日～4日のゴールデンウィーク、5月22日の姫島かれい祭、9月23日の海岸清掃日、8月14日～16日のお盆、10月9日の船引き祭、10月23日の姫島車えび祭の計12日間の島独自の休漁日が設けられている。さらに休漁日の前日は午後6時までの帰港、漁休日当日は午後4時より出漁が定まっている。これは対岸の国東市国見町と比べても、かなり多くて厳しいことがわかった（国見町は運営会議が午前中の開催であればその日も漁業定休日となる）。

姫島の「漁業期節」が国東半島に与えた影響については、大分県や国東市の水産課にヒアリングを行ったところ、昭和時代に姫島と国東半島との交流があったことは想像できるが、国東半島または大分県の他地域が姫島の「漁業期節」から漁業資源の管理方法についてどのように取り入れたか、だいぶ前のことだったので当時のことを詳しく知っている方がいないということがわかった。先行研究の文献を調べても、姫島と国東半島との間の社会的、経済的交流があったものの、漁業を通じた交流についての記述がない。

ところが、姫島の「漁業期節」のPDF化、活字化によって資料を整理すると、姫島と国見をはじめ、国東半島との漁業期節、入会の調整会議の議事録、または国見をはじめ他地域の「漁業期節」に似たような規約など、姫島「漁業期節」の2冊目（昭和21年度から平成14年度まで）に収録されていたことを発見した。これらの議事録また国見の「漁業期節」から、その漁業を通じた交流の歴史を推測した。

まずは第二章に前述したように、明治19年に東国東郡の沿海各村を一地区として東国東郡漁業組合が設立され、姫島がその下部組織になっていた。姫島は当時から独自の漁業資源管理方法を行っていたが、東国東郡内のほかの漁業地域、特に国見（伊美）、熊毛、竹津田など漁場と隣接する地域との交流があったことと考えられる。また、明治33年の東国東郡漁業組合の「明治三十三年度漁業季節議決ノ為ノ開会」を目的とした「明治三十三漁業組合議事録」があったことから、当時から東国東郡漁業組合の「漁業季節」（漁業期節）が設定され、東国東郡漁業組管轄内の各漁業組合においても施行されていたことが推測できる。

そこで、本研究は姫島の「漁業期節」の資料に収録されていた国東半島地域との協議会議事録、他地域の「漁業期節」、または姫島の「漁業期節」に記されている他地域に関する記述などを分析し、姫島と国東半島との漁業を通じた交流の歩みを推測してみた。しかし明治36年（1903年）に姫島が東国東郡漁業組合から独立し姫島漁業組合を設立した以降から昭和20年代前半までは、国東半島の他地域の漁業組合との連携や交流に関する文献や資料などの記録情報があまり残されていないため、昭和26年度から姫島の「漁業期節」に収録されている国東半島地域と関連する議事録、資料、記述を下記の表のとおり（表3）にまとめた。

表3. 姫島の「漁業期節」に収録されている国東半島地域と関連する議事録、資料、記述  
（資料：大分県漁業協同組合姫島支店「漁業期節（昭和21年度から平成14年度まで）」より作成）

| 年度  | 収録資料の内容                                                                 |
|-----|-------------------------------------------------------------------------|
| S26 | ・姫島の漁業期節に伊美に関する記述が手書きで書き込まれていた                                          |
| S27 | ・「昭和二十七年度 熊毛村漁業協同組合漁業調整規程」<br>・伊美町にて姫島水道漁業期節制定協議会の開催通知（竹田津、熊毛、伊見、姫島が出席） |

|     |                                                                                                                                                                                                         |
|-----|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| S28 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・「昭和二十八年度 竹田津町漁業協同組合漁業種別操業規約」</li> <li>・姫島村にて開催の姫島水道蛸壺漁業協議会議事録（竹田津、熊毛、伊見、姫島が出席）</li> </ul>                                                                       |
| S29 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・「昭和二十九年度 竹田津町漁業協同組合漁業種別操業規約」</li> <li>・姫島村にて開催の姫島水道漁業期節協議会議定録（竹田津、伊見、姫島が出席）</li> <li>・「熊毛村漁業協同組合漁業調整規程（昭和二十九年五月五日改正）」</li> </ul>                                |
| S31 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・来浦地区から漁業期節を定めたことについての通知</li> </ul>                                                                                                                              |
| S32 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・「熊毛漁業協同組合漁業調整規程（昭和三十二年二月改正）」</li> </ul>                                                                                                                         |
| S33 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・姫島村にて開催の「昭和三十三年度姫島水道入会議決書」（竹田津、熊毛、伊見、姫島が出席）</li> </ul>                                                                                                          |
| S36 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・「熊毛漁業協同組合漁業調整規程（昭和三十六年三月改訂）」</li> </ul>                                                                                                                         |
| S37 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・姫島漁業協同組合から伊美漁業協同組合、熊毛漁業協同組合宛てに姫島水道入会漁業協議会において議決された「ユウ漕」の漁場についての通知</li> <li>・山口県（祝島ほか）～大分県（姫島、熊毛）タコツボ漁業操業方法会議記述書</li> </ul>                                      |
| S39 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・国見町「昭和 39 年度共同七号漁業権行使規約附漁業期節一覧表」</li> </ul>                                                                                                                     |
| S41 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・国見町「昭和 41 年度共同七号漁業権行使規約附漁業期節一覧表」</li> <li>・国見町から姫島宛てにこぎ網漁禁止区域についての通知</li> </ul>                                                                                 |
| S42 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・国見町「昭和 42 年度共同七号漁業権行使規約附漁業期節一覧表」</li> </ul>                                                                                                                     |
| S44 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・国見町「昭和 43 年度共同七号漁業権行使規約附漁業期節一覧表」</li> </ul>                                                                                                                     |
| S46 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・姫島「漁業期節」の「付帯事項」に国見、香ヶ地と入会協定開催、国見「漁業期節」の蛸壺漁、穴子縄に関する記述</li> <li>・国見との「共第 7 号、第 8 号入会協定会議事録」（ 9 月、11 月）</li> </ul>                                                 |
| S47 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・姫島「漁業期節」の「付帯事項」に国見と「共第 7 号、第 8 号入会協定会」開催、国見町「漁業期節」の蛸壺漁、穴子縄に関する記述</li> <li>・国見と香ヶ地の間で行った入会協定会議事録</li> </ul>                                                      |
| S47 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・国見との「共第 7 号、第 8 号入会協定会議事録」（11 月）</li> </ul>                                                                                                                     |
| S48 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・姫島「漁業期節」の「付帯事項」に国見と「共第 7 号、第 8 号入会協定会」開催、国見の海藻の解釈、国見漁業期節の蛸壺漁、穴子縄、吾智網、あぶらめ漁に関する記述</li> </ul>                                                                     |
| S49 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・国見との「共第 7 号、第 8 号入会協定会議事録」（11 月）</li> </ul>                                                                                                                     |
| S50 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・姫島「漁業期節」の「付帯事項」に国見と「共第 7 号、第 8 号入会協定会」開催</li> <li>・国見との「共第 7 号、第 8 号入会協定会議事録」（11 月）</li> </ul>                                                                  |
| S51 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・姫島「漁業期節」の「付帯事項」に国見と「共第 7 号、第 8 号入会協定会」開催、協定会の結果としてはえ縄、えび漕場、すずき撒餌釣漁場の操作禁止、アナゴ漁、アナゴ籠、たこつぼ漁、吾智網、立貝こぎ漁業に関する記述</li> <li>・国見との「共第 7 号、第 8 号入会協定会議事録」（12 月）</li> </ul> |
| S52 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・国見町「昭和 52 年度共同七号漁業権行使規約附漁業期節一覧表」</li> <li>・姫島「漁業期節」の「付帯事項」に国見と「共第 7 号、第 8 号入会協定会」開催、協定会の結果としてはえ縄、えび漕場、すずき撒餌釣漁場の操作禁止、アナゴ漁、</li> </ul>                            |

|     |                                                                                                     |
|-----|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|
|     | アナゴ籠、たこつぼ漁、吾智網、立貝こぎ漁業に関する記述                                                                         |
|     | ・国見との「共第7号、第8号入会協定会議事録」（11月）                                                                        |
| S53 | ・国見町「昭和53年度共同七号漁業権行使規約附漁業期節一覧表」                                                                     |
|     | ・姫島「漁業期節」の「付帯事項」に国見と「共第7号、第8号入会協定会」開催、協定会の結果としてはえ縄、えび漕場、すずき撒餌釣漁場の操作禁止、アナゴ漁、アナゴ籠、たこつぼ漁、吾智網、立貝こぎ漁業の記述 |
| S58 | ・国見町「昭和58年度共同七号漁業権行使規約附漁業期節一覧表」                                                                     |

上記の表（表3）が示すように、昭和26年から昭和58年まで、姫島村漁業協同組合（現姫島支店）は竹田津、熊毛、国見（伊美）、香カ地、来浦の漁業調整規約に関する資料を記録として取っていることがわかった。このことから、当時姫島はこれらの地域との間に、漁業資源管理、入会の問題にめぐってはかなりの関心事項があったのではないかと示唆される。たとえば、昭和28年姫島村漁業協同組合会議室にて開催され、竹田津、熊毛、伊美（現在の国見）の漁業組合・漁協の代表が出席した「姫島水道蛸壺漁業協議会」の議事録をみれば、蛸壺操業期節とその操業区域について協議を重ね、下記のように決定されたことがわかる：

「① 昭和二十八年度蛸壺操業期節

|     |          |
|-----|----------|
| 夏蛸壺 | 十月一日迄    |
| 寒蛸壺 | 十一月三十日より |

② 昭和二十八年度蛸壺漁業区域

（1）の時期内に於いては姫島水道全域にわたり入会操業をなすものとし、期節外は別紙二八、九ライン以南にて操業するものとする」

そして姫島の「漁業期節」のなかに、「熊毛村漁業協同組合漁業調整規程」（写真22）、「竹田津町漁業協同組合漁業種別操業規約」（写真23）、「国見町共同七号漁業権行使規約附漁業期節一覧表」（写真24）といった姫島の「漁業期節」と似たような漁業調整規約に関する記録が収録されていた。それらの内容をみてみれば、「漁業期節」の名称を使わないものでも、魚種、漁法、漁具、漁期、漁場に関する規程が定められており、「漁業期節」と同様と言ってもいいぐらいである。特に国見町の場合は実に「漁業期節」という名称が使われていたことから、姫島から影響を受けたことが明らかではないかと考えられる。実際、平成28年度の国見町「共第7号漁業権行使規約」をみても、依然として「漁業期節一覧表」というタイトルが現在でも使われている。第二章に述べた姫島の「漁業期節」の「藻刈」に関し、熊毛村（昭和27年度時点）は「藻切」を禁止し、竹田津町（昭和28年度時点）は「海藻類（ふのり、てんくさ、肥料藻わかめ、其他）」に対して「組合の許可制とす」とあった。また姫島ではすでに「藻刈」の規制がなくなった1960年（昭和35年）以降でも、国見町（昭和41年度時点）の「漁業期節」には「海藻」について「あみくさ」、「てんぐさ」、「いぎす」、「おご」、「あおのり」、「あおさ」、「わかめ」と分類され、肥料藻の採集は禁止とし、海藻に関しては姫島よりも細かく分類されていたことがわかった。



(資料：大分県漁業協同組合姫島支店「漁業期節（昭和 21 年度から平成 14 年度まで）」に収録)

写真 23. 「昭和二十八年度 竹田津町漁業協同組合漁業種別操業規約」

[illegible]



写真 24. 国見町漁業協同組合の「昭和四十一年度漁業期節一覧表」

(資料：大分県漁業協同組合姫島支店「漁業期節（昭和 21 年度から平成 14 年度まで）」に収録)

| 昭和四十一年度漁業期節一覧表 国見町漁業協同組合 |                  |                                                                |       |                  |                                           |       |                  |                                          |       |
|--------------------------|------------------|----------------------------------------------------------------|-------|------------------|-------------------------------------------|-------|------------------|------------------------------------------|-------|
| 漁業の名称                    | 期                | 制限又は条件                                                         | 漁業の名称 | 期                | 制限又は条件                                    | 漁業の名称 | 期                | 制限又は条件                                   | 漁業の名称 |
| 蛸漁業                      | 春 九月一日<br>秋 十月一日 | 各漁場の蛸漁場は六月一日より八月十五日まで<br>蛸漁場は六月一日より八月十五日まで<br>中央線より沖は姫島との協議による | 蛸つり漁業 | 春 九月一日<br>秋 十月一日 | 中央線より沖は姫島との協議による<br>漁がある場合は臨時協議による期節と変更する | 貝類    | 春 九月一日<br>秋 十月一日 | 皆理委員会の手配による<br>養殖場は全面的に禁止 禁止 六月一日より八月十五日 | 藻類    |
| あさぎ                      | 春 九月一日<br>秋 十月一日 |                                                                | あまのり  | 春 九月一日<br>秋 十月一日 |                                           | あまのり  | 春 九月一日<br>秋 十月一日 |                                          | あまのり  |
| いさぎ                      | 春 九月一日<br>秋 十月一日 |                                                                | あまのり  | 春 九月一日<br>秋 十月一日 |                                           | あまのり  | 春 九月一日<br>秋 十月一日 |                                          | あまのり  |
| あまのり                     | 春 九月一日<br>秋 十月一日 |                                                                | あまのり  | 春 九月一日<br>秋 十月一日 |                                           | あまのり  | 春 九月一日<br>秋 十月一日 |                                          | あまのり  |
| あまのり                     | 春 九月一日<br>秋 十月一日 |                                                                | あまのり  | 春 九月一日<br>秋 十月一日 |                                           | あまのり  | 春 九月一日<br>秋 十月一日 |                                          | あまのり  |
| あまのり                     | 春 九月一日<br>秋 十月一日 |                                                                | あまのり  | 春 九月一日<br>秋 十月一日 |                                           | あまのり  | 春 九月一日<br>秋 十月一日 |                                          | あまのり  |
| あまのり                     | 春 九月一日<br>秋 十月一日 |                                                                | あまのり  | 春 九月一日<br>秋 十月一日 |                                           | あまのり  | 春 九月一日<br>秋 十月一日 |                                          | あまのり  |
| あまのり                     | 春 九月一日<br>秋 十月一日 |                                                                | あまのり  | 春 九月一日<br>秋 十月一日 |                                           | あまのり  | 春 九月一日<br>秋 十月一日 |                                          | あまのり  |
| あまのり                     | 春 九月一日<br>秋 十月一日 |                                                                | あまのり  | 春 九月一日<br>秋 十月一日 |                                           | あまのり  | 春 九月一日<br>秋 十月一日 |                                          | あまのり  |

姫島と国見との間では、昭和 47 年度から昭和 53 年度まで「共第 7 号、第 8 号入会協定会」が開催されており、その結果を受けて相互の「漁業期節」に反映されていた。姫島の「漁業期節」の「付帯事項」に記述されていたみたいに、姫島の漁師が国見の「漁業期節」への配慮を促されていた。しかしそれ以降の入会協定会の記録がなかったので、いつまでも行っていたかは不明であるが、当時のことについて記憶がある姫島と国見の漁師に話を聞くと、だいたい 1980 年代までとの答えであった。その協定会の停止については、姫島地区漁業運営委員長北村氏によると、もともとこの定例の協議会開催は漁場が隣接している両地域の漁場利用にかかわる境界線の設置、衝突やトラブルの防止のための話し合いと情報交換の場として設けられていた。やがて衝突の原因や揉め事が両地域間で無くなったことが理由で定例会が廃止されたわけである。以来、両漁協の間で公式的交流や連携はなく、必要に応じて漁協または漁師の間で連絡を取り合う程度にとどまっているという。

また国見支店での聞き取り調査では、かつて国見町は姫島から漁業について習って交流したことを年配の漁師から話を聞いたことがあったが、かなり昔のことだったので、それがいつかの事か、どのような交流があったのかは不明という。近年は、両地域の若い漁師が、自主的に企画して一緒に佐賀関まで行き、タチウオの一本釣り漁を行っていることがわかった（写真 25、26）。

写真 25、26. 国東市国見町に位置する漁業協同組回国見支店と隣接している小さい漁港



また現在の国見町「共第7号漁業権行使規約」の36項目の中には、姫島にない漁法の規程もあれば、姫島よりも長く漁が行える漁もいくつかあり、独自に現在の漁業資源の状況に応じて国見町の「漁業期節」を展開している。

上述のとおり、漁業からみる姫島村と国東半島とのつながりについて、かつて明治時代と同じの管轄のもとにあったことから、交流があったことを間違いがない。しかしそれは相互の積極的な連携や知識の伝授というより、やはり狭い姫島水道の海峡にある漁場が隣接し、漁業資源を共有しているため、入会問題、漁場侵入、操業違反などの揉め事を解消、防止するために協定会が行われ、話し合いを重ねてきたのであろう。それでも、そういった協定会を通じた情報交換の交流のなかでお互いに学び合い、漁業資源の持続的な利用と維持のために共に努力し、両地域間に漁業の連携が確実に図られていたことが明らかであった。これからも両地域間の漁業連携が深まれば、「大分世界農業遺産」における水産資源とそれを支える豊かな海の環境維持につながることを期待される。

## 2. 姫島村と国見町の社会的、経済的つながりの歴史的経緯と現状

歴史的にみれば、古来、姫島と国東半島との間の貿易交流は緊密であった。国見町史(1993)によれば、国見の祖先達は、舟で姫島を渡り、黒曜石の原石を持ち帰って、原石や加工品を貿易の資源として使っていたことが記されている。中世においては同じ北浦部水軍として常に共同作戦をしていたことや、近世になっても人的・物的交流が盛んであったという。特に慶長15年(1610)から塩田開発が始まり、嘉永年間(1848～1854)に入浜式製塩法が導入されてから、大分県内で屈指の製塩地に成長した姫島は、塩を国東半島に運んでいき、米、藁、薪、日用品雑貨を求めていた。しかし姫島の漁師はとれた魚を直接地方(ジカタ＝国東半島北部)に持って行き、米、麦等の食糧と交換するのはなかなか困難で、魚よりも当時塩での交換の方が好調であったと言われている(山下1956)。



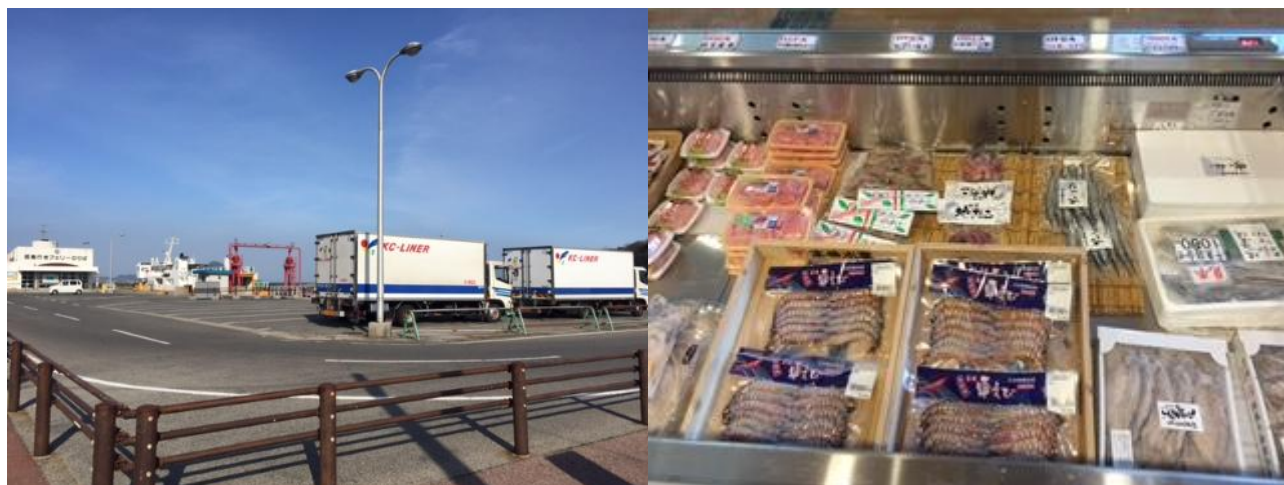
それでも、国見町には「地方男（じかたおとこ）に島女（しまおんな）」という言葉もあり、両地域の縁組も多かったことを暗示している。その頻繁な交流を支えるため、嘉永年間に両地域を結ぶ渡海船（とかいせん）が始まった。現在においても、米、肉、野菜、日用品は国見町伊美港と姫島港を結ぶ姫島フェリーで姫島に運ばれ、姫島には高校がないため姫島の高校生が数名ではあるがこのフェリーで国見高校をはじめ国東半島の高校に通っていることなど、人的・物的交流が続いている。

しかし現在、経済的にみれば、姫島からの出荷も卸しも、国見をはじめとする国見半島を一切通らず、直接に運搬トラックに積み込んだ鮮魚はフェリーに乗せて伊美港に着いてから、その足で直接に陸運で福岡、関西、または空運で東京に発送されることになっている（写真 13、14）。姫島の干しタコ、乾燥ヒジキ、乾燥ワカメなど加工商品の一部が国東にある大分空港や道の駅で販売されているだけである（写真 27～30）。また姫島村では5月末に「かれい祭り」、10月に「車えび祭り」という水産物の販売PRイベントが開催され、その際に県内外の多くの観光客は国見町の伊美港を経由して姫島を訪れるものの、ほとんどの客は日帰りまたは姫島で宿泊するため、国見町の観光収益も限定的のようである。そのため、現状では、姫島村と国東半島の漁業の直接的な経済的つながりはあまりないことが明らかになった。

写真 27、28. 姫島で水揚げされた魚は即時に選別、出荷、  
直接に陸運で福岡、関西、または空運で東京に発送



写真 29、30. 国見町伊美港で待機する運搬トラックに姫島の水産物が載せられ、各地へ（左）、  
大分県漁協くにさき支店「銀たちの郷」で販売される姫島の車エビ（右）



しかし、近年は国見の方で、関西に卸すと 1 kg 2000 円から 4000 円までの高級魚の鬼オコゼがよく獲れるようになったが、姫島が放流していた稚魚ではないかと推測される。放流は広域で連携しないと、一ヵ所だけではなかなか効果が出にくいため、このように姫島と国見という隣接する地域において稚魚の放流、漁場の保全についての協力を図る必要がある。そして「大分世界農業遺産」の認定を活用した観光振興の取り組みや共同企画が連携できれば、両地域間の経済振興、社会的交流も深まると考えられる。

## 4. 世界農業遺産として今後の保全と活用活動への提案

現在の国東半島宇佐地域世界農業遺産のアクションプランでは、姫島に関する活動は「姫島かれい」のブランド化促進や車えびの養殖が中心であるが、本研究の調査結果を基にして伝統的な漁業資源の管理方法を継続的に行うための社会的な要素（地域の結束力や文化の継承など）、または水産物の付加価値の向上などの新たなビジネス展開の可能性を発掘し、それらの保全活動を実施するための方策を提案する。

ここでは上述の調査研究の結果を踏まえ、姫島村と国東市国見町の社会的、経済的なつながりの実態を明らかにした後に、姫島の世界農業遺産として、「大分世界農業遺産」の保全するためのアクションプランの活用・保全活動を特定し、それらの活動を実施するための政策を提案する。下記の提案により、世界農業遺産としての姫島村の生業の維持、文化の継承などにつながることを期待できる。

### 1. 「漁業期節」の原点である海藻類の活用

第二章で述べた調査結果のとおり、「漁業期節」はもともと魚族を育てるために海藻をとっても大切にすることが原点でもあったことがわかった。姫島では、ワカメをはじめ天然ものの海藻が少なくなっているが、同じ養魚の概念として海藻養殖を通して魚族の餌場、隠れ場、産卵場、棲み処を提供できると考えられる。実際、近年姫島ではわかめ養殖も行われて好評を受けているし（写真 31、32）、それらの商品と、すでに商品化されているヒジキ、天草、アオサなどの海藻類商品の「漁業期節」ブランド化を図ることを提案する（写真 33～35）。また、国見の方も昔から国見の「漁業期節」において海藻類の採集期をきちんと管理しているので、同様の「漁業期節」ブランド化の活用に該当すると考えられえ。

写真 31、32. 大海地区の養殖わかめを使ったわかめのしゃぶしゃぶ





写真 33、34. 姫島でとれた天然ヒジキ、アオサ、養殖ワカメといった海藻類商品



写真 35. 現在の春季に稲積地区<sup>いなづみ</sup>両瀬<sup>もろせ</sup>海岸で行われる天然アオサの採集



## 2. 「漁業期節」の精神が受け継がれる藻場の造成・再生

姫島支店によれば、これまで姫島の漁業区域内の藻場の状況が調べられたことはないとのことである。地元の漁業者からの聞き取りでは、ほとんどの方が海藻及び海草が年々減少しており、藻場の面積も昔より減っていると実感している。それが一つの原因となって魚族の数が減っているかどうか科学的調査では検証されていないが、海のなかの餌場、隠れ場、産卵場、棲み処の増設が必要であろう。これまで漁礁の投入も多く行われてきたが、人工物だけではなく、自然の生態系は手入れし、整えることができると効果的であろう。

姫島支店は平成 28 年度より大分県を通じて水産庁「水産多面的機能発揮対策（水産多面的機能対策事業）」の助成を活用し、5 年間藻場の保全を図っているところである。そのた

めに姫島地区藻場保全活動組織が設立され、①食害生物の除去（ウニ類）、②栄養塩の供給、③岩盤清掃、④モニタリングの4つの活動項目を柱に、計11.43haの藻場の保全にすでに取り組んでいる。これらの活動は、姫島の「漁業期節」を支える海藻・藻場の保全、「養魚の精神」という伝統的な漁業資源管理方法の理念に基づく活動であるので、姫島の「大分世界農業遺産」のアクションプランの保全活動として位置づけ、実施することができる（別添2）。

### 3. 魚付林の復活による「森川里海」のつながりの強化

姫島が魚付林の発祥地なのかどうかは不明であるが、もともと明治19年から初代姫島郵便局長の中條石太郎氏が進めていた魚付林の植林活動は当時でも全国先駆けの取り組みと言えるほど、魚付林が盛んに行われていた。このため姫島村民は「樹木の暗い陰に魚が付く」との言い伝えをよく認知しており、陸と海のつながりの大切さを理解している。このような伝統は今後も有効に活用すべきであろう。具体的には、近年は手入れしていなかった山を、漁業者だけではなく、姫島村民または村外のボランティアの力も借りて手入れし、植林の活動を行うことも重要であろう。水産庁「水産多面的機能発揮対策（水産多面的機能対策事業）」の助成では、他の地域ではこのような陸上での活動が支援対象になっているところもある。このような制度を活用し、陸と海のつながりの復活、すなわち「森川里海」のつながりの強化に着手することも重要であろう。そしてその理念の一環として、農業と水産業との連携、または河川、道路、港湾工事のあり方についての議論を行っていくことも適切ではないであろうか。

### 4. 姫島と国見をはじめとする国東半島との連携

国東半島と姫島との間の海峡は潮流が早く、もともと魚の棲む岩礁も多く漁業適地であった。しかし、近年では、姫島村も国見町も漁獲量が減る傾向にあり、その原因を尋ねると「獲りすぎ」、「乱獲」という両地域の関係者から異口同音の答えがあった。姫島支店の「共第8号」と国見支店の「共第7号」のもとで漁業資源の持続的な利用が厳しく管理されているにもかかわらず、「獲りすぎ」、「乱獲」だけが原因で漁獲量が落ちているとは考えにくい。実際、近年、瀬戸内海全体において環境が衰えて魚の数が減っている傾向があり、魚が育っていないという問題は日本の漁業が全体として直面している課題である。

国見町は昔から大規模な漁業者がおらず、漁業と農業を兼業する「半農半漁」の漁師で、一本釣り、定置網、はえ縄といった漁法を用いて主に鯛、スズキ、カレイ、タコ、タチウオを獲っている。そのような国見町で獲れる魚種には姫島と同じものが多い。近年は両地域でしか寒ヒジキ漁が行われず、ワカメなど海藻の商品化が意欲的に実施され、さらにお互いに主要魚種のタチウオ、タコ、天然の車えび等は減少傾向にあることから、似たもの同士の両地域はこれから漁業資源の管理を連携して行い、海の生態系環境を整える活動に取り組むことが重要課題であろう。特に、近年は国見町では、2011年に姫島が放流を試み始めた高級魚のオニオコゼも獲れるようになったことが、両海域の距離的な近さと、海の生態系の緊密

なつながりを物語っている。同じ海域を跨ぐ姫島村と国見町は、栽培漁業においても、稚魚の放流、藻場の設置、保護区域の設定など連携を図り、お互い魚を育てる取り組みを設けることが重要であろう。すなわち、従来の「獲りすぎない」といった乱獲防止の対策として設けられた資源管理方法だけではなく、「一緒に海を育てる」といった栽培漁業に関する連携も重要であろう。

## 5. 「大分世界農業遺産」の勉強会・研究報告会の実施

本研究で、姫島村と国見町の両地域において調査を行ったところ、両地域の住民は「世界農業遺産」そのものをあまり認知しておらず、また「大分世界農業遺産」に認定された理由にもあまり知見を有していない傾向が伺えた。一方、姫島も国東半島地域も、近年は「大分世界農業遺産」の認定がきっかけに県内外の研究者がこの地域に注目し始め、研究を行うことも増えるようになってきている。

そこで、「大分世界農業遺産」の勉強会や研究報告会の場を定期的に提供し、研究者と住民が集まって意見交換会を行うことが今後重要になると考えられる。これにより研究者は調査結果に対するフィードバックが収集できるし、住民も地域振興につながる活用方法のヒントを得ることができると考えられる。また、地域住民が報告会・意見交換会の参加を通じて姫島の「大分世界農業遺産」として認定された意義と価値をより一層実感し、世界農業遺産として地域の人々の自信と誇りの醸成につながることも期待できる。

姫島村の水産物の付加価値を向上させるためにはストーリーづくりと理由付けが重要である。水産物のブランド化と販売拡大を行うためには、国東半島宇佐地域世界農業遺産「クスギ林とため池がつなぐ、国東半島・宇佐の農林水産循環」における唯一の島の認定地域としての位置づけの認知度を島の内外において上げる努力を行うことが重要であろう。

## 5. 結びに

これまでの姫島の調査を通じて、姫島は日本各地に見られる様々な伝統的な特色を現在も保持している場所であることを再確認した。姫島では、漁業者が主体となり資源管理と配分のルールを定め、これを実行していることは先に述べたが、このような伝統的なルールが有効である点は、2009 年にノーベル経済学賞を取ったインディアナ大学のオストロム教授も主張している。実際、日本の農業における水利権の管理、森林資源の利用に関する管理、漁業権に関する管理など、日本でもその有効性が説明できる点が存在する。漁業については、例えば 200 年前に江戸湾において漁業者が湾内の漁業資源利用を巡っての協定を締結したことが記録に残されているように、歴史に基づく例が多い。

これからは「漁業期節」をこのような既存の研究の文脈で整理し直し、海外で発表することで、姫島の国際的な知名度を向上させることができると考えている。加えて、半島と地先の島における循環的農林水産システムの様態を明らかにすること、すなわち「森川里海島の循環的つながり」という新しい広域のかつ総合的なとらえ方の確立により、日本の他の同様な地理的構成を持つ地域における応用に資することも期待できる。

これに向けて、今後、「漁業期節」の活字化に加え、その中の古文書の記述を現代文に訳し、明治 37 年から現在平成 29 年までの魚種ごとにその管理仕方と禁漁期の変化について分析し、これまでの漁業管理の仕方を解明することとする。これをもってより広く国内外に姫島の管理努力を発信する。

また、これまでの調査により、かつては食の供給について依存関係があり、社会的にも交流が緊密だった両地域は、現在漁業関係からみる経済的、社会的つながりがあまりないことが判明した。今後はそのつながりを復活するような活動を地元の関係者に提案し、両地域間の連携に対する意欲について、引き続き漁業関係者と地域住民を対象に聞き取り調査を行うことを考えている。

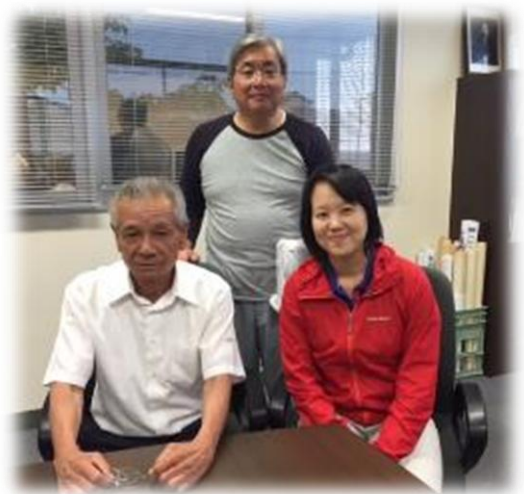
姫島のような歴史のある漁業の営み、海との生きる漁師の知恵と精神は、まさに次世代に受け継がれるべき伝統であり、日本が誇る世界農業遺産である。こういった「養魚の精神」を再認識し、「漁業期節」の原点に戻り、年々減少している姫島の漁獲資源の回復、維持へのヒントとして活用していけたらと期待している。

具体的には、本研究の成果をもとに、姫島村と国見町をはじめとする国東半島において、①共に育られてる海藻類や魚介類の「大分世界農業遺産」ブランド商品の開発、②海環境の創生に関する連携といった活用方法を地元関係者に提案したい。



## 謝辞

本研究に際して、様々なご指導を頂きました。特に、大分県漁業協同組合姫島支店姫島地区漁業運営委員長北村昭雄氏、姫島大帯八幡社 宮司 江原不可止氏、日本農業史学会会員永田明氏の多大なるご協力、ご支援に深謝いたします。また大分県漁業協同組合姫島支店長谷勇氏をはじめ、姫島村歴史研究家木野村孝一氏、大分県漁業協同組合同見支店井上康広氏、国東半島宇佐地域世界農業遺産推進協議会会長林浩昭、本研究事業審査委員の先生方、大分県水産研究センター、大分県水産課、国東市に情報提供へのご協力、丁寧かつ貴重なご意見、ご指導を賜りました。そして、貴重な時間を割いて聞き取り調査に協力していただいた姫島村、国東市国見町の両地域の漁師と住民の皆様に感謝の意を表します。



## 引用・参考文献：

1. 東国東郡漁業組合（1900）「明治三十三漁業組合議事録」
2. 大分県漁業協同組合姫島支店（1904～2017）「姫島村漁業協同組合共第 8 号漁業権行使規約」（及び「漁業期節」、明治 37 年度～平成 29 年度
3. 山下清風（1956）「国立公園 姫島の漁業」姫島郷土誌編纂委員会
4. 山下富士松（1959）「水産資源の保護による明日への増産」、水産資源—技術と経営—、第 5 巻第 8 号、日本水産資源協会出版部
5. 田中喜雄（1961）「姫島と漁業」、水産タイムス社
6. 藤森三郎、多田稔、鈴木順、西坂忠雄、三木慎一郎（編）（1971）「東京都内湾漁業興亡史」 東京都内湾漁業興亡史刊行会、 853p.
7. 西村巧（1983）「資源管理型漁業と漁協の役割」、農林金融、1983 年 10 月号、農林中金総合研究所
8. 大分県（1985）「大分県史：近世篇 II」、196—211
9. 大分県（1989）「大分県史：近代篇 II」、196—211
10. 大分県（1990）「大分県史：近世篇 IV」、246—7
11. 大分県（1990）「大分県史：地誌篇」、246—253、441—4
12. 竹内ゼミナール 3 年（1981）「姫島—恵まれた離島の一例—大分県姫島村調査報告—、『ヘルメス 第 32 号』、一橋大学学生研究誌
13. 国見町（1993）「国見町史」、144-154、p296-300
14. 寿久文（2000）姫島村漁業期節—先人から託された知恵袋, おおいた AQUA NEWS, (9), 12—13
15. 高橋与一（2001）「姫島—その歴史と文化（増補改訂）」大分合同新聞社
16. 柳哲雄（2004）姫島の漁業資源管理, 九州大学大学院総合理工学報告書、第 26 巻、第 2 号、215—217
17. 宮澤博久（2005）大分県姫島の沿岸漁業における共同体基盤型管理—沖建網漁業の漁場規制を事例として—、人文地理、第 57 巻第 6 号
18. 木野村孝一（2011）「姫島の歴史—ロマンあふれる島への誘い—」
19. 姫島村役場（2012）「姫島村総合計画」
20. 岡市友利、島内行夫（2012）「瀬戸内海の漁業の島 III：姫島 一島一村の自立した漁業の島」、瀬戸内海、（63）、 38-45
21. 大分県（2016）「大分県漁業調整規則（昭和 42 年大分県規則第 18 号）」
22. 大分合同新聞（2017）「とれたて！寒ヒジキ」2017 年 12 月 15 日

# 添付 1

## 大分県漁業資源管理の強度

| 資源管理<br>レベル | 資源管理項目                                           | 罰 則                                                                      | 事 業            | 対象魚種                                                                                                        | 回遊               | 種苗支援率<br>地元：県                                         | 地 域                                   | 課 題 等                                                                                        |
|-------------|--------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------|----------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------|-------------------------------------------------------|---------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------|
| 強い          | 法的規制<br>海洋生物資源の保存<br>及び<br>管理に関する法律<br>(TAC・TAE) | 3年以下の懲役若しくは<br>200万円以下の罰金等<br>(アジ・サバ・マイワシ<br>は対象外)                       | 資源管理推進事業       | 第1種指定海洋生物<br>アジ、サバ、マイワシ<br>第2種指定海洋生物<br>マコガレイ、サワラ                                                           |                  | 資源量調査<br>標本船日誌<br>生物調査<br>データ整理収集                     | 豊後水道<br>豊前海／瀬戸内海                      | 県計画の見直し<br>国への報告義務                                                                           |
|             | 漁業調整委員会<br>指 示<br>(漁業者からの<br>要望が必要)              | 違反者<br>1年以下の懲役若しくは<br>50万円以下の罰金<br>→随時、機動的な罰<br>則可<br>違反者所属支店<br>上乗せ支援削減 |                | タチウオ<br>サワラ                                                                                                 |                  | 資源量調査等<br>種苗放流補助(国)                                   | 豊後灘<br>豊前海／瀬戸内海                       | 隣県共同の取組み                                                                                     |
|             |                                                  |                                                                          |                | アワビ、アカウニ<br>クルマエビ(13cm)<br>マコガレイ(15cm)<br>イ サ キ(20cm)                                                       | 地先               | 1 : 1                                                 | 全県(一部※ 除く)<br>豊後灘以南<br>豊後水道北部         | 全県への拡大<br>規制のレベルアップ                                                                          |
|             | 資源管理計画                                           | 違反者所属支店<br>上乗せ支援削減                                                       | 資源管理実践支<br>援事業 | イ サ キ(20cm)<br>クルマエビ(11cm)<br>マコガレイ(15cm)<br>ガ ザ ミ(15cm)<br>カ サ ゴ(10cm)<br>ヒ ラ メ(25cm)<br>アワビ(10cm)<br>タチウオ | 広<br>域<br><br>地先 | 1 : 3/4                                               | 豊後水道南部<br>豊前海<br>全 県<br>杵築、佐伯<br>豊後水道 | 遊漁者の同意が必要<br>福岡・山口・大分3県<br>の調整が必要<br>委員会指示発出を<br>検討するための<br>科学的根拠が不足<br>※禁漁区設定困難<br>隣県共同の取組み |
| 弱い          | 漁業調整規則                                           | 違反者<br>6ヶ月以下の懲役若しくは<br>10万円以下の罰金<br>違反者所属支店<br>上乗せ支援削減                   | 全 県            | クルマエビ<br>アワビ<br>ガ ザ ミ                                                                                       |                  | 全長10cm以下採捕禁止<br>全長10cm以下採捕禁止<br>禁漁期設定<br>甲幅15cm以下採捕禁止 |                                       |                                                                                              |

※  
アワビについては、国東・杵築・佐伯地区においては漁場となる礁が少ないため、禁漁区の設定が困難。アカウニについては、名護屋のみ28年度試験的に初めて放流に取り組むため、禁漁区の設定を見送っているが、他地区では禁漁区の設定を行い、資源管理に取り組んでいる。

姫島村の「漁業期節」は、大分県漁業資源管理方針に定められた規制に加え、さらに独自に自主的な規制を定めている

(出典：「大分県漁業資源管理の強度」に情報を追加して掲載)

## 添付 2

### 姫島地区藻場保全活動位置図

(資料提供：大分県漁業協同組合姫島支店)

